

障がい者福祉の手引き

令和8年4月



美 瑛 町

丘のまちびえいURL <https://www.town.biei.hokkaido.jp/>

★^{りようじょう}ご利用上^{ねが}のお願い★

1. この^{てび}手引^{けいさい}きに^{せいど}掲載^{ないよう}した^{じじょう}制度^{へんこう}の内容^{ぼあい}は、^{じじょう}事情^{へんこう}により^{ぼあい}変更^{ぼあい}される^{ぼあい}場合^{ぼあい}が^{ぼあい}あ^{ぼあい}ります^{ぼあい}ので、^{しんせい}申請^{まえ}等^{やくば}の^{しんせい}前^{まえ}に^{やくば}役場^{やくば}保健^{やくば}福祉^{やくば}課^{やくば}福祉^{やくば}係^{やくば}又は^{やくば}他^{やくば}の^{やくば}関^{やくば}係^{やくば}機^{やくば}関^{やくば}にお^{やくば}問^{やくば}合^{やくば}せ^{やくば}く^{やくば}だ^{やくば}さ^{やくば}い^{やくば}。
2. この^{てび}手引^{けいさい}きに^{せいど}掲載^{りよう}した^{じぜん}制度^{てつづ}のご^{ひつよう}利用^{ひつよう}にあ^{ひつよう}たり、^{じぜん}事^{じぜん}前^{じぜん}に^{じぜん}手^{じぜん}続^{じぜん}き^{ひつよう}が^{ひつよう}必^{ひつよう}要^{ひつよう}な^{ひつよう}場^{ひつよう}合^{ひつよう}が^{ひつよう}あ^{ひつよう}り^{ひつよう}ま^{ひつよう}す^{ひつよう}の^{ひつよう}で、^{しんせい}申請^{まえ}等^{やくば}の^{しんせい}前^{まえ}に^{やくば}役場^{やくば}保健^{やくば}福祉^{やくば}課^{やくば}福祉^{やくば}係^{やくば}又は^{やくば}関^{やくば}係^{やくば}機^{やくば}関^{やくば}にお^{やくば}問^{やくば}合^{やくば}せ^{やくば}く^{やくば}だ^{やくば}さ^{やくば}い^{やくば}。

★^{はんれい}凡^{はんれい}例^{はんれい}★

1. ^{もくじない}目^{もくじない}次^{もくじない}内^{もくじない}の^{もくじない}身^{もくじない}知^{もくじない}精^{もくじない}児^{もくじない}の^{もくじない}表^{もくじない}示^{もくじない}は^{もくじない}次^{もくじない}の^{もくじない}内^{もくじない}容^{もくじない}を^{もくじない}示^{もくじない}し^{もくじない}ま^{もくじない}す^{もくじない}。

 - ①^{しんたい}身^{しんたい}知^{しんたい}精^{しんたい}児^{しんたい}の^{しんたい}表^{しんたい}示^{しんたい}は^{しんたい}次^{しんたい}の^{しんたい}内^{しんたい}容^{しんたい}を^{しんたい}示^{しんたい}し^{しんたい}ま^{しんたい}す^{しんたい}。
 - ②^{りよう}身^{りよう}知^{りよう}精^{りよう}児^{りよう}の^{りよう}表^{りよう}示^{りよう}は^{りよう}次^{りよう}の^{りよう}内^{りよう}容^{りよう}を^{りよう}示^{りよう}し^{りよう}ま^{りよう}す^{りよう}。
 - ③^{せいしん}身^{せいしん}知^{せいしん}精^{せいしん}児^{せいしん}の^{せいしん}表^{せいしん}示^{せいしん}は^{せいしん}次^{せいしん}の^{せいしん}内^{せいしん}容^{せいしん}を^{せいしん}示^{せいしん}し^{せいしん}ま^{せいしん}す^{せいしん}。
 - ④^{しょうがい}身^{しょうがい}知^{しょうがい}精^{しょうがい}児^{しょうがい}の^{しょうがい}表^{しょうがい}示^{しょうがい}は^{しょうがい}次^{しょうがい}の^{しょうがい}内^{しょうがい}容^{しょうがい}を^{しょうがい}示^{しょうがい}し^{しょうがい}ま^{しょうがい}す^{しょうがい}。

2. ^{ほんしょ}本^{ほんしょ}書^{ほんしょ}内^{ほんしょ}の^{ほんしょ}表^{ほんしょ}示^{ほんしょ}は、^{ほんしょ}掲^{ほんしょ}載^{ほんしょ}した^{ほんしょ}制^{ほんしょ}度^{ほんしょ}等^{ほんしょ}の^{ほんしょ}問^{ほんしょ}い^{ほんしょ}合^{ほんしょ}わ^{ほんしょ}せ^{ほんしょ}先^{ほんしょ}などが^{ほんしょ}美^{ほんしょ}瑛^{ほんしょ}町^{ほんしょ}役^{ほんしょ}場^{ほんしょ}に^{ほんしょ}あ^{ほんしょ}る^{ほんしょ}こ^{ほんしょ}と^{ほんしょ}を^{ほんしょ}示^{ほんしょ}し^{ほんしょ}ま^{ほんしょ}す^{ほんしょ}。

★^{へんしゅう}編^{へんしゅう}集^{へんしゅう}★

^{ないよう}内^{ないよう}容^{ないよう}に^{ないよう}つ^{ないよう}い^{ないよう}て^{ないよう}の^{ないよう}お^{ないよう}問^{ないよう}い^{ないよう}合^{ないよう}わ^{ないよう}せ^{ないよう}は、 ^{ほけん}保^{ほけん}健^{ほけん}福^{ほけん}祉^{ほけん}課^{ほけん}福^{ほけん}祉^{ほけん}係^{ほけん} (7番^{ほけん}窓^{ほけん}口^{ほけん})

TEL 92-4338 かメール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp へ^{ねが}お^{ねが}願^{ねが}い^{ねが}し^{ねが}ま^{ねが}す^{ねが}。

てちょう こうふ

手帳の交付

身体障害者手帳 ㊦△	1
療育手帳 ㊦△	2
精神障害者保健福祉手帳 ㊦△	3

いりよう

医療

重度心身障害者医療費助成 ㊦㊦㊦	4
特定疾病療養受給証 ㊦	4
後期高齢者医療 ㊦㊦㊦	4
自立支援医療（更生医療） ㊦	5
// （精神通院医療） ㊦△	5
// （育成医療） ㊦△	5
特定医療費（指定難病）助成制度・ 特定疾患治療研究事業	7
小児慢性特定疾病治療研究事業△	7

かくしゆてあて ねんきんなど

各種手当・年金等

特別障害者手当 ㊦㊦㊦	8
障害児福祉手当 ㊦㊦㊦	8
介護料の支給 ㊦	10
特別児童扶養手当 ㊦㊦㊦	10
児童扶養手当 ㊦㊦㊦	11
障害基礎年金 ㊦㊦㊦	12
心身障害者扶養共済制度 ㊦㊦㊦	13

しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいふくし

障害者自立支援法（障害福祉サービス）

障害者自立支援法の概要 ㊦㊦㊦△	14
自立支援給付 ㊦㊦㊦△	14
計画相談支援給付 ㊦㊦㊦△	15
地域相談支援給付 ㊦㊦㊦△	15
サービス利用までの手続き ㊦㊦㊦△	16
利用者負担の仕組み ㊦㊦㊦△	17
町内の障害者（児）福祉施設 ㊦㊦㊦△	18
地域生活支援事業 ㊦㊦㊦△	19
介護保険制度との適用関係 ㊦㊦㊦	19

ほそうぐ にちじょうせいかつようぐ

補装具・日常生活用具

補装具費の支給 ㊦	20
日常生活用具の給付 ㊦	20

重度障害者（児）日常生活用具

種目一覧 ㊦	21
--------	----

じどうふくしほう しょうがいじつうしよしえん

児童福祉法（障害児通所支援）

障害児通所支援の概要 △	24
障害児支援利用計画の作成 △	24

こうつうひ わりびき じよせい いどう しえん

交通費の割引・助成・移動の支援

JR運賃の割引 ㊦㊦㊦	27
バス運賃の割引 ㊦㊦	27
道北バス（白金線）無料乗車証の 交付 ㊦㊦㊦△	28
タクシー料金の割引 ㊦㊦	28
重度障害者（児）ハイヤー料金 助成 ㊦△	28
福祉ハイヤー料金助成 ㊦㊦㊦△	29
国内航空運賃の割引 ㊦㊦㊦	29
フェリー運賃の割引 ㊦㊦㊦	30
有料道路通行料金の割引 ㊦㊦	30
心身障害者（児）等療育施設訓練通所（園） 交通費助成 ㊦㊦㊦△	32
人工透析患者通院交通費助成 ㊦	32
特定疾患患者通院交通費助成	33
移送サービス	33
駐車禁止除外指定車の標章交付 ㊦㊦㊦	34

ざいたく

在宅サービス

緊急通報装置の設置	34
-----------	----

ぜいきん げんめん

税金の減免

所得税・町道民税の障害者控除・ 非課税 ㊦㊦㊦	35
相続税の障害者控除 ㊦㊦㊦	36
贈与税の非課税 ㊦㊦㊦	36
身体障害者用物品に対する消費税の 非課税 ㊦	36
預貯金等の非課税 ㊦㊦㊦	37
個人事業税の非課税 ㊦	37
個人事業税の減免 ㊦	37
ゴルフ場利用税の非課税 ㊦㊦㊦	38
自動車税・自動車取得税の 減免制度 ㊦㊦㊦	38

軽自動車税の減免制度 ㊦㊧㊨	38	しょうがいていどうきゅうひょう <u>障害程度等級表</u> ㊦㊧㊨	45
じゅうたくかいしゅう <u>住宅改修</u>		はつたつしょうがい りかい <u>発達障害の理解のために</u> △	50
美瑛町住宅リフォーム等助成事業	40	こうじのうきのうしょうがい <u>高次脳機能障害について</u>	52
介護保険住宅改修費支給	40	せいねんこうけんせいど <u>成年後見制度について</u> ㊦㊧	54
かくしゅせいど <u>その他の各種制度</u>			
NHK放送受信料の減免 ㊦㊧㊨	41		
NTT無料番号案内 ㊦㊧㊨	41		
携帯電話料金の割引 ㊦㊧㊨	42		
郵便料金等の減免 ㊦㊧	42		
代理投票・点字投票 ㊦	43		
郵便による不在者投票制度 ㊦	44		
介護マークの交付 ㊦㊧㊨△	44		
ヘルプマークの交付 ㊦㊧㊨△	44		

★おことわり★

「障害」の標記として、障害の「害」がマイナスイメージであるとして、「障がい」と標記することが多くみられます。この手引きでは、法律名や制度名で「障害」を使用せざるを得ないところ、「障害」と「障がい」とを併用すれば、不要の混乱を来たしてしまうことから、法律名や制度名における標記として「障害」を使用しているものであり、「障がい」標記を促進するものではありません。

てちょう こうふ
手帳の交付

しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳

保健福祉課福祉係 TEL 92-4338

7番窓口 FAX 92-1115

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

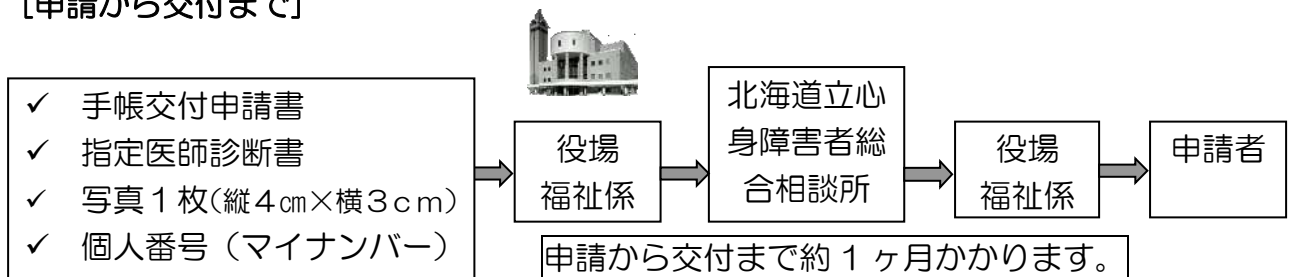
身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法、児童福祉法などに基づく制度によって援護を受けるために必要で、本人（15歳未満の方は保護者）の申請に基づき、次の種類の障がいがある方に交付されます。

【障害の種類と程度】

手帳の等級には、1級から6級があります。（45～46ページ身体障害者障害程度等級表参照。肢体不自由1部位の7級だけでは手帳は交付されません。）

- ・視覚障害 1級～6級
- ・聴覚障害 2級～4級、6級
- ・平衡機能障害 3級・5級
- ・音声機能・言語機能障害・そしゃく機能障害 3級・4級
- ・内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸・小腸）1級・3級・4級
- ・内部障害（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）1級～4級
- ・内部障害（肝臓機能障害）1級～4級

【申請から交付まで】



新規 交付	所定の診断書用紙を指定医師へお持ちになり診断を受けてください。
	〔必要なもの〕 診断書（3ヶ月以内のもの）・個人番号（マイナンバー） 写真（上半身縦4cm×横3cm、脱帽、スナップ写真可）
障害程 度変更	障がいの程度が変わったり新たな障害が生じた場合は、所定の診断書用紙を指定医師へお持ちになり診断を受けてください。
	〔必要なもの〕 身体障害者手帳・診断書（3ヶ月以内のもの） 個人番号（マイナンバー）・写真（同上）
紛失 破損	手帳を紛失・破損されたときは、再交付の手続きをしてください。
	〔必要なもの〕 身体障害者手帳（破損のみ）・個人番号（マイナンバー） 写真（同上）
住所氏 名変更	住所や氏名が変わった場合は、届出を行ってください。
	〔必要なもの〕 身体障害者手帳・個人番号（マイナンバー）
返還	手帳の交付を受けた方が死亡された場合、また手帳が必要でなくなったときは、手帳を返還してください。
	〔必要なもの〕 身体障害者手帳・個人番号（マイナンバー）

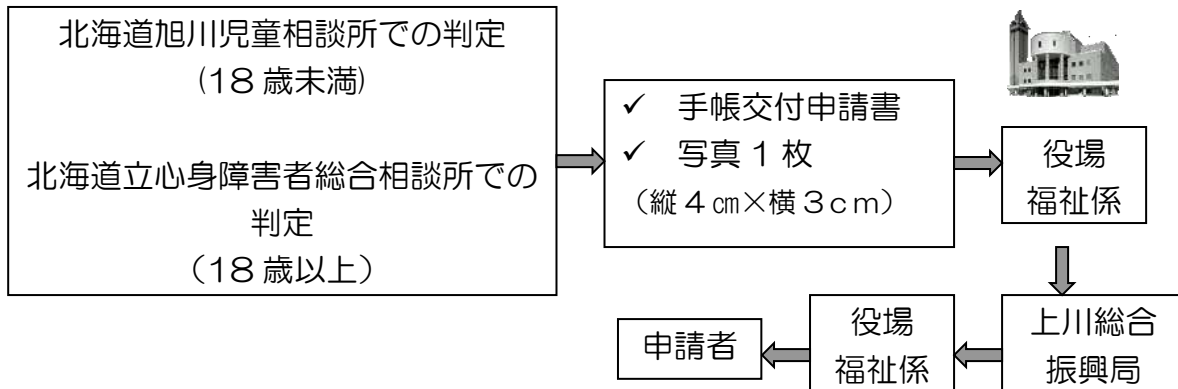
※ 所定の用紙は福祉係にあります。

知的障がい者（児）の方が各種の援助等を受けやすくなるように、本人又は保護者の申請に基づき交付されます。

障がいの程度は重度のものから、A・Bの2区分です。

（47ページ知的障害の程度別判定指標参照。）

〔申請から交付まで〕



新規交付	18歳未満は児童相談所、18歳以上は心身障害者総合相談所（旭川市内での巡回相談あり）での判定を受けていただきます。 〔必要なもの〕写真（上半身縦4cm×横3cm、脱帽）・印鑑・個人番号（マイナンバー）
更新 手続	判定の際に次回の判定年月が指定されますので、その時期に再度判定を受けていただきます。 ※指定がない場合は、障害の程度が変化したときに手続きをしてください。 〔必要なもの〕療育手帳・印鑑
再交付	手帳を紛失・破損されたとき、また記載欄に余白がなくなったときは、再交付の手続きをしてください。 〔必要なもの〕写真（上半身縦4cm×横3cm、脱帽）
住所 氏名 変更	本人又は保護者の住所や氏名が変わった場合は届出を行ってください。 〔必要なもの〕療育手帳
返還	手帳の交付を受けた方が死亡された場合、また手帳が必要でなくなったときは、手帳を返還してください。 〔必要なもの〕療育手帳

ほっかいどうあさひかわじどうそうだんじょ
北海道旭川児童相談所 TEL 23-8195

（旭川市10条通11丁目）

ほっかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんじょ
北海道立心身障害者総合相談所 TEL 011-613-5401

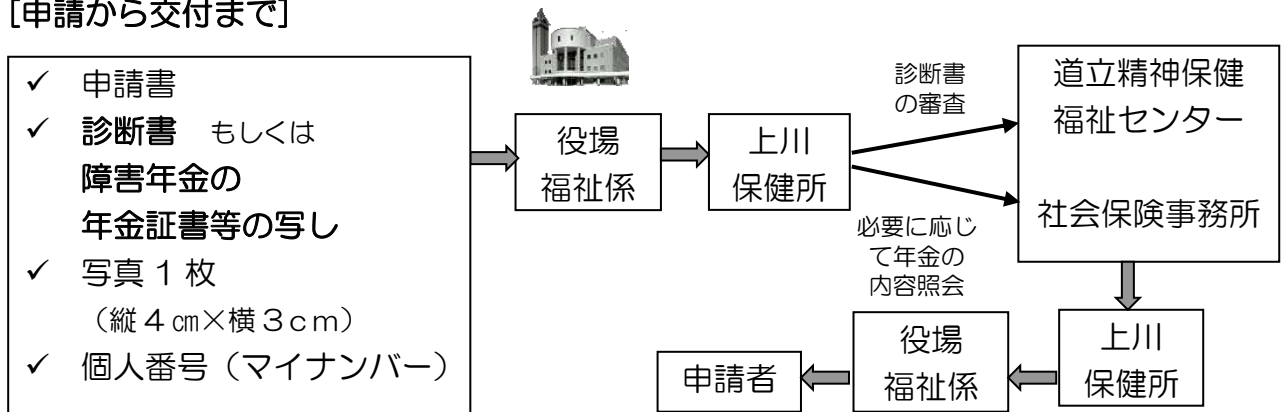
（札幌市中央区円山西町2丁目1番1号）

一定の精神障がいの状態にあることを認定し、手帳の交付を受けた方の社会復帰の促進と自立及び社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。

障害等級は、障がいの程度により重度のものから1級、2級及び3級となります。


(48～49ページ精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準参照。)

[申請から交付まで]



新規申請	〔必要なもの〕 所定の医師の診断書 または 精神障がいを支給事由とする障害年金の年金証書の写し及び直近の年金振込(支払)通知書の写し 写真(上半身縦4cm×横3cm、脱帽) 個人番号(マイナンバー)
更新 手続	手帳の有効期限は 2年間 です。更新を希望される場合は更新の手続きを行ってください。申請に必要なものは新規申請の時と同じで、有効期限の3ヶ月前から申請を行うことができます。
再交付	手帳を紛失・破損されたときは、再交付の手続きをしてください。 〔必要なもの〕手帳(破損のみ)・写真(同上) 個人番号(マイナンバー)
等級 変更	有効期限内においても、障がい程度の変化による等級変更申請を行うことができます。申請に必要なものは新規申請の場合と同じです。
住所 氏名 変更	住所や氏名が変わった場合は、届出を行ってください。 〔必要なもの〕手帳・個人番号(マイナンバー)
返還	交付を受けた方の障がいの状態がなくなったとき、また、交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を返還してください。

各医療制度	対象者	内 容
<p>重度心身障害者 医療費助成</p>	<p>① 身体障害者手帳1・2級の方。 ② 身体障害者手帳で、内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能並びに肝臓の機能の障害）3級の方。 ③ 療育手帳A判定の方。 ④ 精神科医によって③と同程度の重度の知的障がいと診断された方。 ⑤ 精神障がいのある方で、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>※受給者本人又は扶養義務者等（配偶者もしくは扶養義務者）の所得制限があります。</p>	<p>医療費（保険診療）の自己負担の全額または一部が助成されませんが（精神障がいのある方は入院にかかるものを除く。）。 ただし、初診時一部負担金、入院時食事療養費の標準負担額は除きます。</p>
<p>※特定疾病療養 受療証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人工透析を必要とする慢性腎不全の方。 ・血友病（先天性血液凝固第Ⅷまたは第Ⅸ因子障がい）の方。 ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染者の方（抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の患者で厚生労働大臣が定める者） 	<p>1つの医療機関での医療費の自己負担が、課税区分一般の方は月額1万円以内、70歳未満の上位所得の方は月額2万円以内となります。</p>
<p>後期高齢者医療</p>	<p>65歳以上75歳未満の方でも、障がいの程度が次の状態にある方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳で1～3級の方。 ・身体障害者手帳4級で次のいずれかの方。 ① 聴覚障がいの1号 ② 音声機能障がい ③ 言語機能障がい ④ 下肢障がいの1号・3号又は4号 ・障害基礎年金1、2級の障がいに該当する方。 ・療育手帳A（重度）に該当する方。 ・精神障害者保健福祉手帳で1・2級の方。 	<p>後期高齢者医療制度の対象となります。</p>

上記について詳しくは、 ほけんふくしかぶくしがかり
保健福祉課福祉係 TEL92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

※特定疾病療養受療証については、国民健康保険以外の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

各医療制度		対象者	内容	費用
自立支援医療の給付	更生医療	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方	障がいの軽減や、機能回復のための医療を、指定医療機関で受けることができます。 ※角膜移植術、外耳道形成術、唇顎口蓋裂の歯科矯正、人工関節置換術、人工透析療法、腎移植、肝移植、ペースメーカー植込み術、人工弁置換術、心臓移植術 など	原則、総医療費の1割を負担することになりますが、所得に応じて月当たりの負担上限が設定されます。
	精神通院医療	精神疾患で通院医療を要する方 (手帳の有無は問わず)	精神障がいの治療に必要な医療費(通院分)の給付	
	育成医療	身体に障がいのある18歳未満の方	障がいの軽減や、機能回復のための医療を、指定医療機関で受けることができます。	原則、総医療費の1割を負担することになりますが、所得に応じて月当たりの負担上限が設定されます。

せいしんつういんいりょう
【精神通院医療について】

○対象となる方

何らかの精神疾患(てんかんを含みます)により、通院による治療を続ける必要がある程度の方を対象となり、次のような精神疾患が該当します。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障害
- ・不安障がい
- ・薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- ・知的障がい
- ・強迫性人格障害など「精神病質」
- ・てんかん など

○医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神疾患・精神障がいや、精神障がいのために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療(外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護などが含まれます)が対象となります。

なお、「精神障がいのために生じた病態」とは、精神障がいの症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障がい、行動障がい、残遺状態等によって生じた病態を指します。

○医療費の自己負担（平成22年4月1日～）

- ①原則として、1割の定率負担となります。
- ②定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額が設定されます。
- ③費用が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない方は、1月あたりの負担限度額が低くなります（本制度では「重度かつ継続」と呼んでいます）。
- ④この基本的な枠組みを図にすると、次のとおりです。

一定所得以下			※中間所得層		一定所得以上
①	②	③	④	⑤	⑥
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額：医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度額)
			重 度 かつ 継 続 (※)		一定所得以上 (経過措置)
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

①生活保護：生活保護世帯

②低所得1：市町村民税非課税かつ本人収入 ≤ 80万9千円

③低所得2：市町村民税非課税かつ本人収入 > 80万9千円

④中間所得層1（重度かつ継続）：市町村民税課税以上3万3千円未満（所得割）

⑤中間所得層2（重度かつ継続）：市町村民税（所得割）3万3千円以上23万5千円未満

⑥一定所得以上（経過措置）：市町村民税（所得割）23万5千円以上

※ 令和8年7月より、低所得1及び低所得2の基準額が「80万9千円」から「82万6,500円」に変更となる予定です。

※ 中間所得層は市町村民税課税以上23万5千円未満（所得割）となります。

※ 精神通院における「重度かつ継続」の範囲は、次のとおりです。

ア 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の者

イ 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

上記について詳しくは



ほけんふくしかふくしがかり

保健福祉課福祉係 TEL：92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

各医療制度	対象者	内容
<p>特定医療費（指定難病）助成制度</p>	<p>指定難病（サルコイドーシス、筋委縮性側索硬化症、潰瘍性大腸炎、脊髄小脳変性症、パーキンソン病関連疾患などの306疾患）に罹患している方のうち、以下の①,②いずれかを満たしている方</p> <p>①厚生労働大臣が定める重症度分類を満たす方</p> <p>②指定難病における治療において、申請のあった月以前の12か月以内に医療費（10割分）が33,330円を超える月額が3ヶ月以上ある方（軽傷高額該当）</p> <p>上記に該当するかどうかは、主治医にお問い合わせください。</p>	<p>特定疾患の治療に必要な医療費（入院、通院）の一部が公費で負担されます。世帯の所得状況によって、1ヶ月の自己負担限度額が異なります。</p>
<p>特定疾患治療研究事業</p>	<p>【1】スモン、*劇症肝炎、*重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。） *に関しては新規申請の受付は行っていません。</p> <p>【2】北海道独自の医療費助成対象疾患[突発性難聴、溶血性貧血、ステロイドホルモン産生異常症（アジソン病、副腎皮質酵素欠損を除く）、難治性肝炎（劇症肝炎及びウイルス性肝炎(B・C型)を除く)]</p>	<p>特定疾患の治療に必要な医療費（入院、通院）の一部が公費で負担されます。世帯の所得状況によって、1ヶ月の自己負担限度額が異なります。</p> <p>【1】、【2】については生活保護を受けている方は対象外です。</p> <p>【1】については自己負担が生じません。</p>
<p>小児慢性特定疾病治療研究事業</p>	<p>対象となる疾患の18歳未満の方（疾患によっては20歳に到達するまで延長可）</p>	<p>対象疾患の治療に必要な医療費が給付されます。（治療研究期間は原則として1年以内）</p>

上記については詳しくは、ほっかいどうかみかわほけんじょけんこうすいしんか 北海道上川保健所健康推進課

TEL：46-5989（旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎内）

かくしゅてあて ねんきんなど
各種手当・年金等

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。

〔支給対象者〕

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいがあるために、在宅での日常生活において、常時特別の介護を必要とする方。

- ① 重度の障がい（身体障害者手帳1級・2級程度、または知的障がい、精神障がいその他疾患で重度のもの）が重複している方。
- ② 重度の障がいの状態にあり、日常生活において①と同程度の介護を必要とされる方。

〔支給要件〕

- ① 入院中または福祉施設入所者は対象となりません。
 - ② 受給中に3ヶ月以上入院されますと支給停止となります。
 - ③ 受給者本人または扶養義務者等（配偶者もしくは扶養義務者）の所得制限があります。
- ※ 障害年金や老齢年金などとの併給ができます。

〔支給月額〕

月額 30,450円（2月・5月・8月・11月に各月の前月分まで支給）

〔申請に必要なもの〕

- ① 認定請求書
- ② 医師の診断書（所定の用紙） ※省略できる場合があります。
- ③ 身体障害者手帳・療育手帳（交付されていない場合は不要）
- ④ 印鑑 ⑤ 年金等証書 ⑥ 戸籍謄本（抄本）
- ⑦ 住民票（世帯全員）※マイナンバー入り ⑧ 本人名義の銀行の預金通帳
- ⑨ 年金額の確定通知または年金が振り込まれた預金通帳（年間の年金受給額を確認するため）

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の障がい児に支給されます。

〔支給対象者〕

20歳未満で、精神または身体に重度の障がいがあるために、在宅での日常生活において常時介護を必要とする方。

- ① 身体の機能の障がい、または長期の安静を必要とする病状のため常時介護の必要な方（おおむね身体障害者手帳1級・2級程度、またはその他疾患で重度のもの）。
- ② 重度の知的障がい、精神障がいによって常時介護を必要とする方。

〔支給要件〕

- ① 福祉施設に入所中は対象となりません。
- ② 20歳に達すると受給できません。
- ③ 受給者本人、扶養義務者の所得制限があります。
- ④ 障がい児が障がいを事由とする公的年金を受給している場合対象となりません。

〔支給月額〕

月額 16,560円（2月・5月・8月・11月に各月の前月分まで支給）

〔申請に必要なもの〕

- ① 認定請求書
- ② 医師の診断書（所定の用紙） ※省略できる場合があります。
- ③ 身体障害者手帳・療育手帳（交付されていない場合は不要）
- ④ 印鑑 ⑤ 戸籍謄本（抄本） ⑥ 住民票（世帯全員）※マイナンバー入り
- ⑦ 児童の名義の銀行の預金通帳

〔特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限額〕

（単位：円）

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人以降の 加算額 (1人につき)
本人の 所得額	3,661,000	4,041,000	4,421,000	380,000
配偶者及び 扶養義務者の 所得額	6,287,000	6,536,000	6,749,000	213,000

※本人の所得には、非課税の公的年金等を含みます。

※収入額ではありません。

- ・ 本人の所得額には、扶養親族等に老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合1人につき上記の額に10万円が、特定扶養親族がある場合1人につき上記の額に25万円が加算されます。
- ・ 配偶者及び扶養義務者の所得額には、扶養親族等に老人扶養親族がある場合1人につき（当該老人扶養親族の他に扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）上記の額に6万円が加算されます。

※所得の計算は、概ね次のようになります。（控除の取扱は、所得税、住民税とは

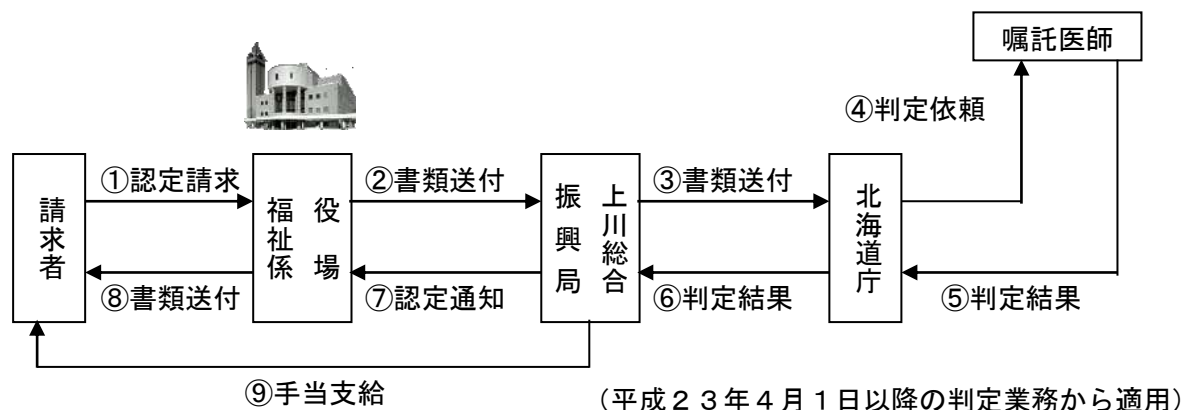
異なります。)


令和7年の総所得－各種控除

控除の内容

- ・障がい者1人につき・・・27万円
- ・特別障がい者1人につき・・・40万円
- ・寡婦・・・27万円（ひとり親 35万円）
- ・勤労学生・・・27万円
- ・配偶者特別控除額・・・相当額（最高33万円）
- ・医療費控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除・・・相当額
- ・社会保険料控除
本人の所得の場合・・・相当額
配偶者及び扶養義務者の所得の場合・・・一律8万円

〔特別障害者手当・障害児福祉手当の手続の流れ〕



詳しくは  ほけんふくしかふくしがかり
保健福祉課福祉係 TEL92-4338
メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

かいごりょう しきゅう 介護料の支給

介護料は、自動車事故を原因として、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺症を持つため、日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった方に支給しています。

〔支給対象者〕

自動車損害賠償責任保険・共済において、後遺障害等級が認定されている方など。

詳しくは どくりつぎょうせいほうじん **独立行政法人** じどうしゃじこたいさくきこう **自動車事故対策機構** あさひかわししょ **旭川支所**

旭川市流通団地2条4-32-1 旭川地区トラック研修センター2F

TEL0166-40-0111

自動車事故対策機構URL <http://www.nasva.go.jp/index.html>

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の子どもを監護する親または養育者に支給されます。

〔支給対象者〕

次のいずれかに該当する児童を監護する親または養育者。

- ① 身体に中度以上の障がいまたは長期の安静を必要とする病状がある（おおむね身体障害者手帳1～3級程度）。
- ② 知的障がい、精神障がいによって日常生活が著しく制限される。

〔支給要件〕

- ① 福祉施設に入所中は対象となりません。
- ② 20歳に達すると受給できません。
- ③ 受給者本人、扶養義務者の所得制限があります。
- ④ 障がい児が障がいを事由とする公的年金を受給している場合対象となりません。

〔支給月額〕

重度（1級）…58,450円 中度（2級）…38,930円

※4月・8月・12月に支給各月の前月分まで支給されます。

詳しくは



ほけんふくしかふくしがり

保健福祉課福祉係

TEL 92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

じどうふようてあて
児童扶養手当

〔支給対象者〕

父または母が重度の障がい者である児童や、離婚や死亡により父または母がいない児童を養育している父または母等に支給されます。

ただし、次のような場合は支給対象となりません。

- ① 父または母等と扶養義務者の所得額が一定額以上ある場合
- ② 父または母等が老齢福祉年金以外の公的年金の給付を受けることができる場合
- ③ 児童が父または母に支給される公的年金の加算額の対象となっている場合

〔支給期間〕

- ・児童が18歳に到達する日の属する年度の末日まで
- ・政令で定める程度の障がいのある児童は20歳未満まで

〔支給額〕

児童が一人の場合

全額支給 48,050円

一部支給 48,040円 ～ 11,340円

（一部支給額は所得額や扶養親族等の人数によって異なります。）

※1月・3月・5月・7月・9月・11月に支給各月の前月分まで支給されます。

詳しくは



ほけんふくしか

ふくし そろだんがり

保健福祉課子ども福祉・相談係

TEL 92-4262

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

しょうがいき そねんきん
障害基礎年金

国民年金の被保険者や被保険者であった方が障害者になったとき、また20歳未満で障害者になった方が20歳になったときに支給されます。

〔支給対象者〕

- ① 国民年金に加入中に初診日のある傷病で障がいの状態になった方
- ② 国民年金の加入をやめたあとの60歳以上65歳未満の方で、国内に住所がある間に初診日のある傷病で障がいの状態になった方
- ③ 20歳未満のときに初診日のある傷病で障がいの状態になった方（障がいの状態になったときに20歳未満である場合は、20歳に達してから支給されます）

※対象者①、②の方については、次のいずれかに該当することが必要です。

(ア) 保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が初診日のある月の前々月までの加入期間の3分の2以上あること。

(イ) 初診日が令和8年4月1日までにある場合、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

※対象者③の方については所得が一定額以上ある場合、2分の1支給停止や全額支給停止となる支給制限があります。

〔障がいの内容〕

障害等級1級・・・日常生活の用をたすことのできない程度の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状

- 両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの ●両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 精神の障がいであって、日常生活の用をたすことができない程度のもの など

障害等級2級・・・日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状

- 両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの
- 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの ●一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 精神の障がいであって、日常生活に著しい制限を受ける程度のもの など

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

〔障がい認定日〕

障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から1年6ヵ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

〔支給額〕	1級	年額	1,059,125円
	2級	年額	847,300円

※2月、4月、6月、8月、10月、12月に支給されます。

18歳に達する日の属する年度の末日までにある子、または20歳未満で障がいの程度が1級・2級の子があるときは、2人目までは1人につき243,800円、3人目からは1人につき81,300円加算されます。

詳しくは



じゅうみんせいかつかこせきねんきんがかり

住民生活課戸籍年金係 TEL92-4295

メール juumin_seikatsu@town.biei.hokkaido.jp

しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が毎月一定額の掛金を支払い、保護者が死亡または重度障がいになった場合には、残された障がい者に終身一定額の年金が支給される制度です。

〔加入資格〕

心身障がい者を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族）であって、次の要件にすべて該当する方。

- ① 道内（札幌市を除く）に住所があること
 - ② 年齢が65歳未満であること（毎年度4月1日における年齢）
 - ③ 特別の疾病または障がいがないこと
- ※障がい1人につき2口まで加入できます。

〔障がい者の範囲〕

- ① 知的障がい者
- ② 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ③ 精神または身体に永続的な障がい（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）をお持ちで、①、②と同程度の障がいと認められる方

〔掛金〕

掛金の月額（1口）は、右のとおりです。

〔掛金の減免〕

次のいずれかに該当する場合は、1口目の掛金に限り減免されます。

- ① 生活保護を受けている場合…全額免除
- ② 町民税非課税世帯…5割減額
- ③ 町民税所得割非課税世帯…3割減額

※加入してから継続して20年以上となり、かつ65歳以上に達した加入者は、掛金が免除されます。

加入時の年齢(4月1日現在)	掛金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

〔給付の内容〕

① 年金

加入者が死亡、又は重度障がいと認められたときは、その月から障がいをお持ちの方に年金が支給されます。 1口加入の方…月額2万円（年額24万円）

② 弔慰金

1年以上加入した後に、加入者より障がいをお持ちの方が先に死亡した場合、一時金が支給されます。

- ・1年以上5年未満…5万円
- ・5年以上20年未満…12万5千円
- ・20年以上…25万円

③ 一時金

5年以上加入した後に、この制度から脱退した場合一時金が支給されます。

- ・5年以上10年未満…7万5千円
- ・10年以上20年未満…12万5千円
- ・20年以上…25万円

ほけんふくしかふくしがかり
詳しくは、保健福祉課福祉係 TEL 92-4338
メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

しょうがいしゃそうごうしえんぽう しょうがいふくし
障害者総合支援法（障害福祉サービス）

保健福祉課福祉係 TEL 92-4338

7番窓口 FAX 92-1115

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

しょうがいしゃそうごうしえんぽう がいよう
障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、「自立支援給付」、「計画相談支援給付」「地域相談支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。主なサービスの概要については、次のとおりです。

じりつしえんきゅうふ
「自立支援給付」

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に分けられ、これらの給付は個別に支給決定が行われます。

区 分	サ ー ビ ス 内 容	対象者	
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	障害支援区分1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を行います	障害支援区分4以上の重度肢体不自由者
	同行援護	重度の視覚障がい者に対し、外出時に利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を提供します	厚生労働大臣が定める基準を満たし、障害支援区分2以上等の要件があります。
	行動援護	自己判断能力が制限され行動が困難で常に介護が必要な障害者が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います	障害支援区分3以上の知的障がい者及び精神障がい者
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います	障害支援区分6の身体障がい者及び知的障がい者
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間含）施設で、介護等を行います	在宅の障がい者（児） （児童以外は障害支援区分1以上）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います（福祉・医療）	・ALS患者等気管支切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障害支援区分6の方 ・筋ゾーストフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の方
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します	障害支援区分3以上 50歳以上は2以上
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	障害支援区分4以上 50歳以上は3以上
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能・生活)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労選択支援	就労系福祉サービスの利用の前に、就労に当たって必要な支援や配慮を整理することにより適切なサービスに繋がられるように支援を行います	
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	

けいかくそうだんしえんきゅうふ
「計画相談支援給付」

障がい者等の地域生活にとって相談支援は不可欠であり、障がい福祉サービスが適切に利用することができるよう、利用者のニーズや置かれている状況等を勘案したサービス利用計画を作成することが必須となりました。

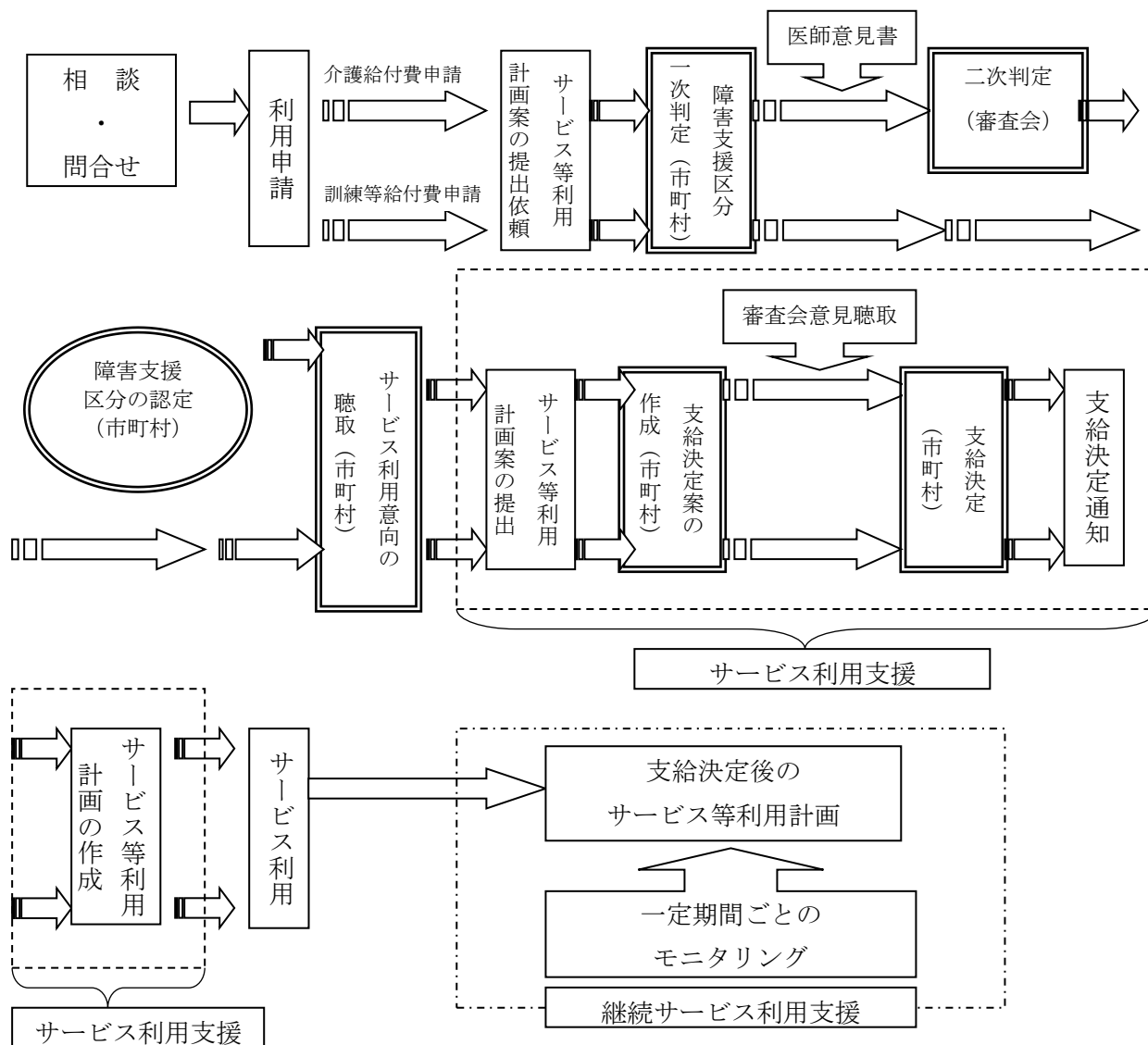
区 分	サ ー ビ ス 内 容	対象者
サービス利用支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスの申請等において、障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成します 支給決定若しくは変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定等に係るサービスの内容、担当者等を記載したサービス等利用計画を作成します 	障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者
継続サービス利用支援	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定を受けた障がい者等が、支給決定等の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、一定期間ごとに障がい福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その決定に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいいます ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与すること イ 新たな支給決定若しくは変更の決定などが必要と認められる場合において、当該支給決定障がい者等に対し、当該申請の勧奨を行うこと 	指定特定相談支援障がい者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障がい者又は地域相談支援給付決定対象者 (指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となります)

ちいきそうだんしえんきゅうふ
「地域相談支援給付」

障がい者支援施設等に入所している障がい者等が住居の確保など地域生活に移行するための支援や、地域生活を行う障がい者等との常時の連絡体制を確保するといった相談支援の充実を図る仕組みが導入されました。

区 分	サ ー ビ ス 内 容	対象者
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います	次の①、②のいずれかに該当する者のうち、地域移行のための支援が必要と認められる者 ① 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 ②精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います	<ul style="list-style-type: none"> 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

1 自立支援給付と計画相談支援給付との関係



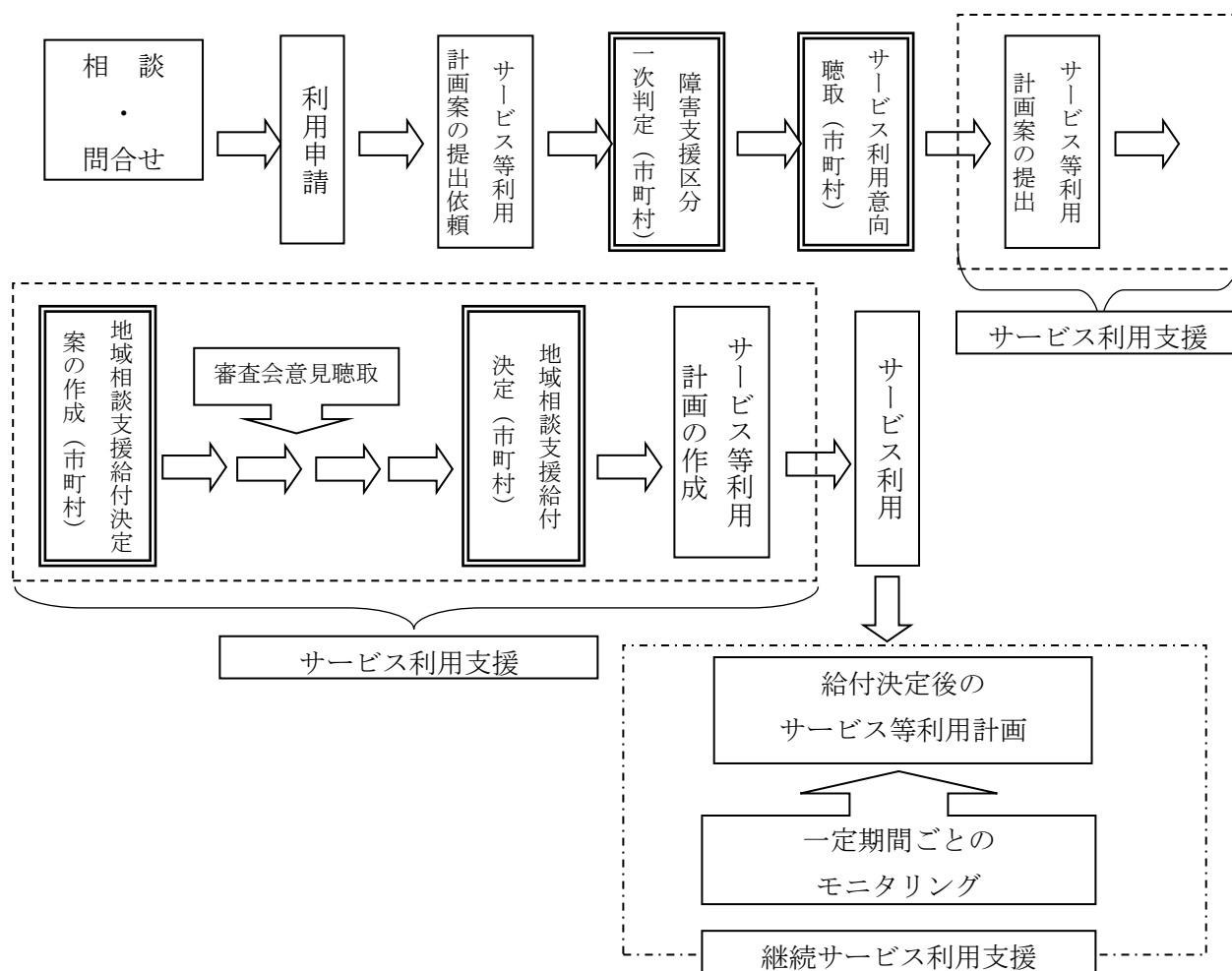
※障害支援区分の一次判定を行う時は、心身の状況を判定するため 106 項目の調査を行います。

※障害支援区分の認定では、区分 1～6 までの認定を行います（なお、障がい児の場合は障害支援区分の認定を行わない取扱いとなっております。）。

※訓練等給付は、医師意見書の聴取から障害支援区分の認定までの手続は行いません。

※訓練等給付のうち、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 A 型のサービスは、2 か月以内の範囲で個別のケースに応じて「暫定支給決定期間」を設定します。

2 地域相談支援給付と計画相談支援給付との関係



利用者負担の仕組み

利用者負担はこれまでの所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）に見直され、3つの障がい（身体、知的、精神）に共通した利用者負担の仕組みとなります。

利用者負担には、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

1) 月ごとの利用者負担には上限があります。

障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて4つの区分に負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1(※)	居宅で生活する障害児(加齢児を除く)	4,600円
	居宅で生活する障害者(加齢児を含む)及び20歳未満の施設入所者	9,300円
	一般2	37,200円

※一般1とは、市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割額が16万円（障害児（加齢児を除く。）及び20歳未満の施設入所者については28万円）未満の世帯をいい、一般2とは、市町村民税課税世帯のうち、一般1以外の世帯をいいます。

- 2) 入所施設の食事軽減措置があります。
3) グループホーム入居者への支援制度があります。

町内の障害者(児)福祉施設

施設種別	施設名	住所	運営主体	定員
居宅介護事業所 (ホームヘルプ)	美瑛町ホームヘルプ サービスセンター	美瑛町南町1丁目 5番5号	美瑛町社会福祉協議会	—
重度訪問介護事業所	美瑛町ホームヘルプ サービスセンター	美瑛町南町1丁目 5番5号	美瑛町社会福祉協議会	—
障害福祉サービス事業所 (短期入所)	短期入所 すずらんグループホーム	美瑛町東町4丁目 10番23号	社会福祉法人 新生会	1
障害福祉サービス事業所 (生活介護)	アトリエ・トムテ	美瑛町字美沢美生	社会福祉法人 ゴーシュの櫓	20
障害福祉サービス事業所 (生活介護)	美瑛デイセンター すずらん	美瑛町南町5丁目 3番2号	社会福祉法人 新生会	20
障害福祉サービス事業所 (生活介護)	アトリエジョバンニ	美瑛町本町1丁目 4番5号	NPOサークルエイト	9
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	美瑛デイセンター すずらん	美瑛町南町5丁目 3番2号	社会福祉法人 新生会	10
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	満天の丘 輝星	美瑛町栄町3丁目 1番8号	一般社団法人 満天の丘びぼうし	10
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	Bie i-BASE	美瑛町字春日台 4221番地	(株)BASE	20
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	アトリエジョバンニ	美瑛町本町1丁目 4番5号	NPOサークルエイト	10
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援A型)	満天の丘 輝星	美瑛町栄町3丁目 1番8号	一般社団法人 満天の丘びぼうし	10
障害福祉サービス事業所 (共同生活援助)	すずらんグループホーム	美瑛町東町4丁目 10番23号	社会福祉法人 新生会	5
児童発達支援事業所	美瑛町子ども支援センター	美瑛町東町3丁目	美瑛町	10
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	すきっぷ美瑛2nd	美瑛町旭町1丁目 1-31	特定非営利活動法人 げんき	各10
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	満天の丘 いちばん星	美瑛町美馬牛北3 丁目4番4号	一般社団法人 満天の丘びぼうし	10
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	にじのうた	美瑛町字美沢共生	(株)美瑛子育ての丘	各10

町内の障害者(児)計画相談支援施設

施設名	住所	運営主体	対象者
美瑛町障がい相談支援センター	美瑛町本町4丁目6-1	美瑛町	障害児(18歳未満) 障害者(18歳以上)

ちいきせいかつしえんじぎょう
「地域生活支援事業」

地域生活支援事業は、障がいのある人が、その能力や適正に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な形で、次のような事業を行っています。

〔地域生活支援事業〕

区 分	サ ー ビ ス 内 容	
必 須 事 業	相談支援	障がい者、家族等に対する相談対応、サービス利用に関する支援、情報提供等を行います
	成年後見制度利用支援	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者のうち、成年後見制度を利用することが有用であると認められる者に対して、その利用を支援し、権利擁護を図ります
	意思疎通支援	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります
	日常生活用具の給付又は貸与	重度障がい者等に日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対して円滑に外出できるよう移動を支援します（重度の肢体不自由者、視覚障がい者や知的障がい者及び精神障がい者は、自立支援給付の対象となります）
	地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
そ の 他 事 業	日中一時支援	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に、日中における活動の場を確保します
	訪問入浴サービス	自宅で介助者による入浴が困難な方へ、訪問による入浴サービスを提供します
	社会参加促進事業（自動車改造費助成）	重度の体幹又は肢体不自由者が、就労等にとめない自動車の改造を行なう場合、その改造費用の一部（上限10万円）を助成します

ほけんふくしかふくしがかり

詳しくは、保健福祉課 福祉係 TEL92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

かいごほけんせいど てきようかんけい
介護保険制度との適用関係

介護保険法の被保険者である65歳以上の障がい者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障がいが増加に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができることから、サービス内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、基本的には、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなります。



詳しくは

ほけんふくしか

保健福祉課地域包括支援センター TEL92-4248

- 19 - メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ
補装具・日常生活用具

ほ そうぐ ひ しきゅう
補装具費の支給

保健福祉課福祉係 TEL 92-4338

7番窓口 FAX 92-1115

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

身体の障がいを補うための補装具費（購入費・修理費）の支給をします。利用者負担については、定率（1割）を負担していただくこととなりますが、世帯の所得に応じて一定の負担上限月額が設定されます。なお、補装具費の支給に際しては、事前に申請を行ってください。

〔申請に必要なもの〕

- ①申請書（所定の用紙） ②医師意見書（必要のない種目もあります。）
 ③業者の見積書 ④身体障害者手帳

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限月額
生 活 保 護	生活保護世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

ただし、障がい者本人又は配偶者が一定所得以上の場合（本人又は配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象となりません。

〔交付対象と種目〕

※介護保険の対象となる方は、介護保険制度優先となるため補装具の制度で給付できない場合があります。（★印の種目）

障害種別	補 装 具 の 種 目
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
音声・言語障がい	重度障がい者用意思伝達装置
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、★車いす、★電動車いす、★歩行器、収尿器、頭部保護帽、★歩行補助つえ ※ 以下は18歳未満の方のみ 座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具
内部障がい	★車いす、★電動車いす

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
日常生活用具の給付

保健福祉課福祉係 TEL 92-4338

7番窓口 FAX 92-1115

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

身体の障がいを補うための日常生活用具（21～23ページ参照）の支給をします。利用者負担等については、補装具費の支給と同様です。

〔申請に必要なもの〕

- ①申請書（所定の用紙） ②印鑑 ③業者の見積書 ④身体障害者手帳

重度障害者（等）日常生活用具種目一覧

種目	品目	主な性能	耐用年数	対象要件	障害及び程度		
					重度身体障害者	重度障害児	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	下肢又は体幹機能障害	下肢又は体幹機能障害2級以上		
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できるようマットにビニール等の加工などの機能を有するもの。	5年		下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、それぞれ原則として3歳以上の者	
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年		下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級であって常時介護を要する者で原則として学齢児以上の者	
	入浴担架	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年		下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって入浴に介護を要する者で原則として3歳以上の者	
	体位変換器	障害者（児）又は介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年		下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者で原則として学齢児以上の者	
	移動用リフト	介護者が重度身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年		下肢又は体幹機能障害2級以上の者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって原則として3歳以上の者	
	訓練用椅子	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年			身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として3歳以上の者	
	訓練用ベット	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年			身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	下肢又は体幹機能障害	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上の者	
	便器	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	下肢又は体幹機能障害2級以上	上記に同じ
	手すり（便器取付）						
自立生活支援用具	頭部保護帽	オーガナイト	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具	3年	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害		
		レイナイト	A スポツ、革が主材料のもの B スポツ、革、プラスチックが主材料のもの	3年		転倒等により頭部を強打するおそれのある者	
自立生活支援用具	歩行補助杖（一本杖のみ）	歩行時に身体を支え、安定させられるもの。	3年	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完されるもの。		
	歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって原則として3歳以上の者	
	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年		上肢機能障害	上肢障害2級以上	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者
	火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年		障害種別に問わず火災発生の感知・避難が困難	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者でそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）

種目	品目	主な性能	耐用年数	対象要件	障害及び程度		
					重度身体障害者	重度障害児	
自立生活支援用具	自動消火装置	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射したり、地震等によるゆれを感知し初期火災を消火し得るもの。	8年	障害種別に関わらず火災発生感知・避難が困難	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	上記に同じ。	
	電磁調理器	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	6年	視覚障害	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上の者	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10年		視覚障害2級以上	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者	
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	聴覚障害	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	腎臓機能障害等	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（じん臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級であって原則として3歳以上の者	
	ネブライザー	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	呼吸器機能障害等	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	呼吸器機能障害等	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	上記に同じ。	
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	在宅酸素療法	医療保険における在宅酸素療法を行う者		
	盲人用音声式体温計	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	視覚障害	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上の者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	
	盲人用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年		視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	音声言語機能障害	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上の者	
	パソコン周辺機器・ソフト等	視覚障害者用ワンプリット（入力文字を音声化）・画面拡大ワンプリット（強度の弱視者用に画面を拡大）・画面音声化ワンプリット（画面の文字を音声化）・インテリ（障害に合わせることができる大型キーボード）・ジョイスティック（マウスが使えない方のための操作棒）等	ワンプリット5年 付属機器4年	上肢機能障害又は視覚障害	上肢障害1・2級又は視覚障害1・2級	上肢障害1・2級又は視覚障害1・2級	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	盲ろう・視覚障害	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者		
	点字器	点字を打つための用具。点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	標準型7年 携帯用5年		視覚障害者（児）		
	点字タイプライター	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	5年		視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 再生専用機	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。または、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	視覚障害	視覚障害2級以上	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	6年		視覚障害2級以上	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であると記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年	視覚障害	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	

種目	品目		主な性能	耐用年数	対象要件	障害及び程度	
						重度身体障害者	重度障害児
情報・意思疎通支援用具	盲人用時計	触読時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	視覚障害	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	
		音声時計					
	聴覚障害者用通信装置		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5年	聴覚障害	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受診するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用しうるもの。	6年		聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童
	人工喉頭		喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具。	笛式4年 電動式5年	喉頭摘出	喉頭摘出者（児）。電動喉頭の対象者は、職業上または学校教育上、真に必要な者。	
	人工鼻（埋込型人工喉頭）		常時埋込型の人工喉頭を使用するのに必要な消耗部品で障害者が容易に使用し得るもの。（HMEフィルター（カセット）、フィルター（カセット）を気管孔に取り付けるもの、気管孔への水の侵入を防ぐ器具および気管孔装着用アクセサリ（接着剤、剥離剤）等。）ただし、本体部分を除く。	-	喉頭摘出	常時埋込型の人工喉頭を使用する者。	
	障害者用電話（貸与）		障害者が容易に使用し得るもの。	-	聴覚障害又は外出困難	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
	ファックス（貸与）		障害者が容易に使用し得るもの。	-	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意志疎通困難	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
点字図書		点字により作成された図書。	-		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児	
排泄管理支援用具	収尿器・ストマ用装具	収尿器	排尿を自分の意志でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための用具。	1年	ストーマ造設 高度の排便機能障害、 脳原性運動機能障害かつ 意志表示困難 高度の排尿機能障害	脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者。	
		ストマ用装具	大腸の切除等により人工肛門または人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具。	-	腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者。		
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具サラン、ガーゼ等衛生用具）		-	-	高度の排便機能障害者・児、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難児 高度の排尿機能障害児	高度の排便機能障害者（児）、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者（児） 高度の排尿機能障害者（児）【原則3歳以上】	
住宅改修費	居室生活動作補助用具		障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	-	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害程度等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）	

じどうふくしほう しょうがいじつうしょしえん 児童福祉法（障害児通所支援）

これまでの障がい児支援は、障がい種別等に分かれて実施されていたため、障がいのある子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制の必要性が課題とされてきました。

このため、身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることを基本とした児童福祉法が改正されました。

この改正によって、これまでの障がい種別ごとに分かれていた施設体系は、通所・入所の利用形態の別により一元化され、このうち通所サービス（障害児通所支援）については、市町村が給付決定を行うこととされました。

しょうがいじつうしょしえん がいよう 障害児通所支援の概要

種類	内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

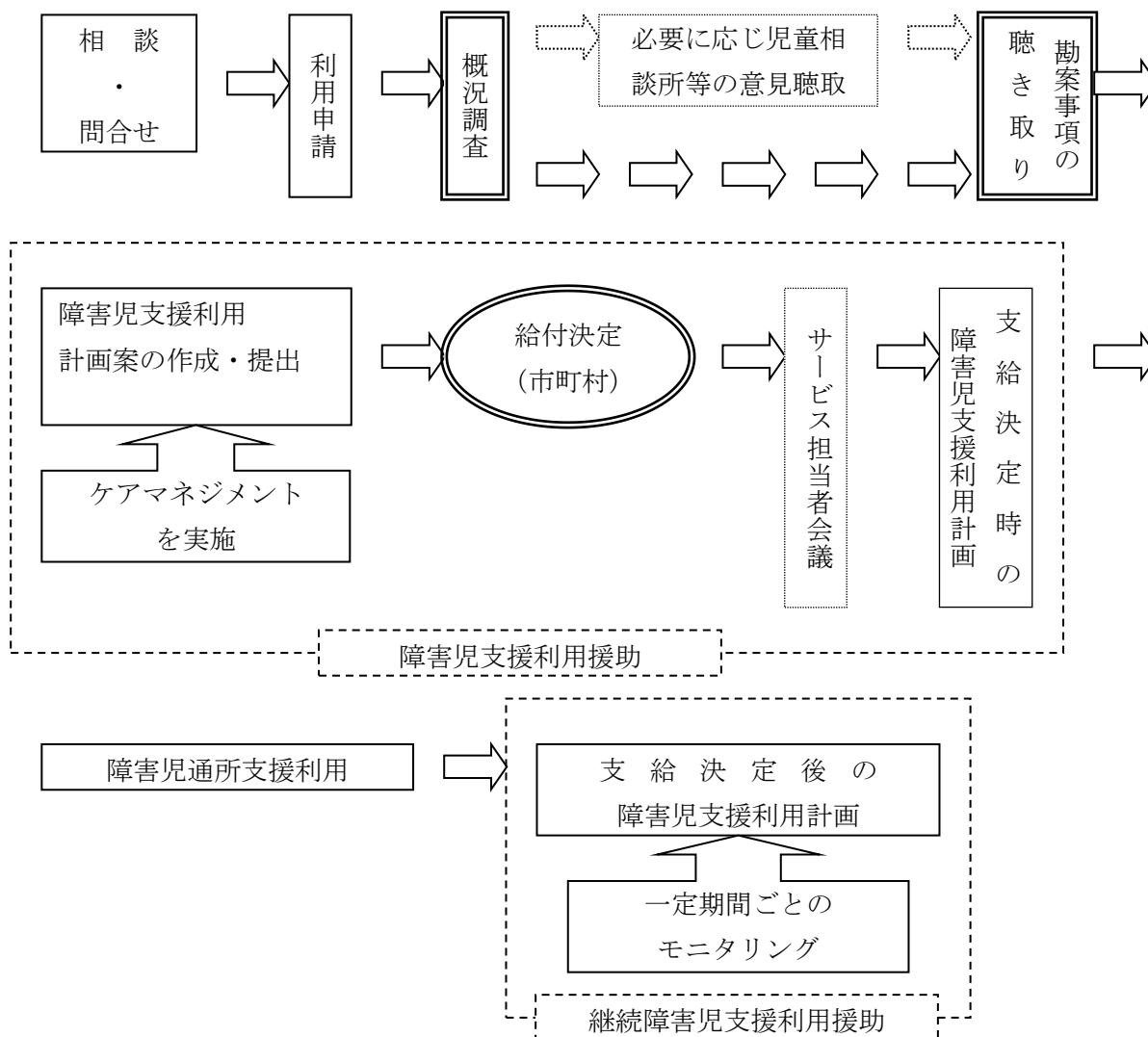
しょうがいじしえんりようけいかく さくせい 障害児支援利用計画の作成

児童福祉法の改正により、原則として、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画がなければ、上記の障がい児通所支援の利用ができないこととされました。

障害児支援利用計画は、ケアマネジメント手法を活用し、障がい児のニーズや置かれている現状を勘案して、福祉、保健、医療、教育等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

また、障害児通所支援を利用するための手続においても、障害児支援利用計画（案）の内容を参考にすることが、障がい児の受けるサービスを必要かつ十分なものとするために有益であると考えられています。


1 障害児通所支援利用のプロセス



2 障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助

区分	内容	対象者
障害児支援利用援助	<p>次の①、②のいずれも行うものをいいます。</p> <p>① 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児利用計画案を作成すること。</p> <p>② 通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者その他、厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画を作成すること。</p>	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者

区 分	内 容	対 象 者
継続障害児支援利用援助	<p>通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、*モニタリング期間ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行います。</p> <p>① 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。</p> <p>② 新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。</p>	<p>指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者（ただし、指定障害児相談支援事業者以外の者が障害児支援利用計画案を作成した場合については、継続障害児支援利用援助の対象外）。</p>

詳しくは  ほけんふくしかふくしがり
保健福祉課福祉係 TEL 92-4338
メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

交通費の割引・助成・移動の支援

● 第1種障害者、第2種障害者とは

身体障害者手帳の場合・・・手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種又は第2種と記載されています。

療育手帳の場合・・・手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄にA判定の方は第1種、B判定の方は第2種と記載されています。

精神障害者保健福祉手帳の場合・・・手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に1級の方は第1種、2・3級の方は第2種と記載されています。

JR運賃の割引

〔対象者〕

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

〔利用方法〕

JRみどりの窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入してください。

種別	割引対象	乗車券種類別	割引率	距離制限
第1種	本人単独	普通乗車券	50%	片道 101km 以上
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		なし
第2種	本人単独	普通乗車券		片道 101km 以上
	本人と介護者 (本人が 12 歳未満の場合のみ)	定期乗車券		

バス運賃の割引

〔対象者〕

身体障害者手帳、または療育手帳をお持ちの方。

〔利用方法〕

運賃支払の際に、乗務員に手帳を提示してください。

種別	適用範囲	割引率
第1種障害者	本人(単独で利用)	5割
	本人+介護者	本人、介護者ともに5割
第2種障害者	本人(単独で利用)	5割

※各バス会社により利用方法、割引内容が異なる場合がありますので、販売窓口へお問い合わせください。

道北バス（白金線）^{どうほく しろがねせん むりょうじょうしゃしょう こうふ}無料乗車証の交付

道北バス（白金線）の一部区間（美瑛駅～交流の家前）を無料で乗車できます。

〔対象者〕

次のいずれかの手帳を交付されている方。

- ① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳

〔手続き〕

上記のいずれかの手帳、写真（縦 2.5cm×横 2cm）、顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカードなど）をお持ちになり



ほけんふくしかしゃかいがかり

保健福祉課社会係（92-4245）

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

で無料乗車証の発行を受けてください。

2.5cm

上半身
無帽
の写真

2cm

タクシー料金の割引^{りょうきん わりびき}

〔対象者〕

身体障害者手帳、または療育手帳をお持ちの方。

〔割引率〕

1割（介護者その他の同乗者は手帳所持者と同乗区間のみ割引となります。）

〔利用方法〕

乗務員に手帳を提示してください。

障がい者（児）ハイヤー料金助成^{しょうしゃじ りょうきんじよせい}

障がいをお持ちの方が美瑛町内のハイヤー会社のハイヤーを利用する場合の料金を助成します。

- （1）重度障がい者ハイヤー助成

〔対象者〕

美瑛町に住所のある方で、下肢・体幹・視覚障害で1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方。 ※社会福祉施設に入所している場合は、対象となりません。

〔助成額〕

市街地居住者 年間20,000円分（1枚500円×40枚）

郊外居住者 年間25,000円分（1枚500円×50枚）

- （2）普通障がい者ハイヤー助成

〔対象者〕

美瑛町に住所のある方で、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

※次に対象する方は対象外です。

- 美瑛町移送サービス事業利用者
- 町民税に滞納がある方
- 自らが運転するための自動車を保有している方

- 配偶者が自動車を保有している方
- 町民税課税世帯に属する方
- 社会福祉施設に入所している方
- 重度障がい者福祉ハイヤー助成券の交付を受けた方
- 高齢者福祉ハイヤー助成券の交付を受けた方

〔助成額〕

市街地居住者 年間15,000円分（1枚500円×30枚）
 郊外居住者 年間20,000円分（1枚500円×40枚）

〔利用方法〕

1回の乗車につき10枚までの助成券を利用できます。
 手帳等を提示し、必要事項を記入した助成券を乗務員に提出してください。
 1割引のタクシー利用料金割引と併用できます。
 助成券が利用できるのは美瑛町内のハイヤー会社のハイヤーのみです。

〔手続き〕

印鑑、身体障害者手帳をお持ちになり、
 ほけんふくしかぶくしがかり
保健福祉課福祉係
 (TEL92-4338) で助成券の交付を受けてください。
 メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

こくないこうくうんちん わりびき
国内航空運賃の割引

〔対象者〕

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

〔利用条件〕

12歳以上で上記の手帳をお持ちの方及び同一便に搭乗される介護者の方（一人まで）がご利用いただけます。

〔利用方法〕

航空券販売窓口で手帳を提示してください。

〔割引内容〕

各航空会社により割引内容が異なりますので、販売窓口へお問い合わせください。

うんちん わりびき
フェリー運賃の割引

〔対象者〕

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

〔割引内容〕

各フェリー会社により割引内容が異なりますので、販売窓口へお問い合わせください。

ゆうりょうどうろつうこうりょうきん わりびき
有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で、次に該当する場合は有料道路の通行料金が割引されます。

運転する方	対象者	割引率
本人運転	身体障害者手帳をお持ちの 全ての身体障がい者	5割
本人以外の方 が運転	重度の障害者 (第1種身体障害者 または 療育手帳A判定)	

〔対象となる自動車の車種〕

- **乗用自動車**・・・自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象となります。）。
- **貨物自動車**・・・自動車検査証の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、または乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。
- **特種用途自動車**・・・自動車検査証の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、乗車定員が10人以下で「車体の形状」欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、または「キャンピング車」と記載されているもの。
- **二輪自動車**・・・総排気量が125ccを超えるもの。

※ いずれの場合も、レンタカーや社会福祉協議会貸出車両を借りて利用する場合、タクシーや福祉有償運送を乗客として利用する場合を除いた業務利用車両等や自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されているものや、外見上営業のために使用していることが明らかであるものについては対象となりません。

〔対象となる自動車の所有者〕

- ① 障がい者ご本人またはご本人の親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等）が所有している自動車。
 レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等（事前登録は不可）。
- ② 障害者ご本人以外の方の運転が認められる場合で、①の方が自動車を所有していない等のとき、ご本人を継続して日常的に介護している方（法人は除く）が所有している自動車。
 レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等、タクシー（介護タクシー含む）や福祉有償運送車両（事前登録は不可）。

※割賦購入（ローン）や長期リース（レンタカー等短期リースは含みません）で自動車を利用している場合、車検証上の所有者が法人名となりますが、車検証上の使用者が①、②の方であれば対象となります。この場合を除いて、所有者が①、②以外の第三者（法人等）が所有者となっている自動車は対象となりません。

〔手続きに必要なもの〕

福祉担当窓口

①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証

③運転免許証（マイナ免許証）

ETCノンストップ走行を利用する場合は、上記に加えて

④ETCカード（原則、障がい者本人名義のもの。ただし、20歳未満の重度の障害者で本人以外の方が運転の場合は、親権者、後見人名義のものでも可能。）

⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※ その他必要な書類を提示していただくこともありますので詳しくはお問合せください。

オンライン申請窓口

①マイナンバーカード（マイナポータルへの登録が必要）

※ 当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方限定

〔割引有効期間〕

新規、変更の申請時・・・申請をした日以降の2回目の誕生日まで。

更新の申請時・・・申請をした日から3回目の誕生日まで。

なお、更新の申請は有効期限の2ヶ月前から行うことができます。

ETCをご利用の場合、データ入力に時間がかかり割引を受けられない期間が生じるおそれがあるので、お早めに更新申請を行ってください。

〔利用方法〕

ETC以外での利用方法

料金所で、係員に身体障害者手帳または療育手帳の割引証明ページを呈示してください。

ETCノンストップ走行での利用方法

発行された「ETC利用対象者証明書」を、同時にお渡しする封筒に入れて投函してください。ETCでの割引適用開始日が、後日通知されます。事前に登録されたETCカードと車載器の組み合わせで割引適用されますが、ETC未整備料金所や異常によりバーが開かないなど、ETCレーンを利用できない場合は料金所係員による手帳の確認が行われますので、手帳は必ず携行してください。

※ 事前登録されていない自動車は、ETC登録の有無に関わらず、一般レーン、混在レーン又はサポートレーンにて手帳を提示し通行。

ETC専用レーンやスマートインターチェンジは利用不可。



申請先：

ほけんふくしかふくしがかり

保健福祉課福祉係 (TEL 92-4338)

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

制度についての問い合わせ：NEXCO東日本お客様センター

(TEL0570-024-024)

NEXCO東日本URL <https://www.e-nexco.co.jp/>

しんしんしょうがいしゃ じ などりょういくしせつくんれんつうしょ えん こうつうひじょせい
心身障害者(児)等療育施設訓練通所(園)交通費助成

[対象者]

- ・心身障害児療育訓練施設等に通所している障がい者(児)。通所者が障がい児の場合は、一緒に通所する介護者1名を含みます。
- ・障がいにより、社会復帰訓練のため訓練施設等に通所している方。

[助成内容]

交通費の2分の1の額

[手続き]

必要なものは、

- ・印鑑 ・助成金の振込みを希望する銀行の預金通帳
- ・療育訓練施設通所(園)証明書(用紙は役場にあります。通所施設で通所の証明を受けてください。)

※当該年度分の申請は、翌年4月10日が期限となります。



詳しくは

ほけんふくしかふくしがかり

保健福祉課福祉係 TEL 92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

じんこうとうせきかんじゃつういんこうつうひじょせい
人工透析患者通院交通費助成

[対象者]

美瑛町内に住所があり、次のいずれにも該当する方です。

- ・じん臓機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている。
- ・町外の医療機関に通院し、人工透析を受けている。
- ・生活保護法等、他の法令による通院交通費の全額給付を受けていない。
- ・前年の所得が、特別障害者手当の所得制限額(9ページ)を超えない。

[助成内容]

町民税所得割課税世帯の場合・・・*助成対象経費のうち3万円を超える額の
4分の1

町民税所得割非課税世帯の場合・・・*助成対象経費の4分の1

※助成対象経費は、医療機関へ通院するのにかかった鉄道運賃です。(鉄道以外の手段で通院された場合は、鉄道運賃相当額とします。)

[手続き]

- ・身体障害者手帳 ・所定の通院証明書 ・印鑑 ・本人名義の銀行預金通帳

詳しくは



ほけんふくしかふくしがかり

保健福祉課福祉係

TEL 92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

とくていしっかんかんじゃつういんこうつうひじよせい
特定疾患患者通院交通費助成

[対象者]

美瑛町内に住所があり、次のいずれにも該当する方です。
特定疾患医療受給者証をお持ちの方。

- ・ 特定疾患治療のため、町外の医療機関に通院し、医療の給付を受けている。
- ・ 生活保護法等、他の法令による通院交通費の給付を受けていない。
- ・ 属する世帯全員の前年の町民税所得割が非課税である。

[助成内容]

鉄道運賃（普通運賃実費、市内バス1区間運賃含む）月1回分まで

[手続き]

当該年度分（前年の3月から当該年の2月まで）について3月末日までに役場福祉係にて申請してください。

- ・ 申請書 ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 所定の通院証明書 ・ 印鑑
- ・ 本人名義の銀行預金通帳

詳しくは



ほけんふくしかふくしがかり

保健福祉課福祉係

TEL 92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

いそう
移送サービス

心身に障がいがあり一般車両の利用が困難な方の受診の送迎等を、リフトバス等で行います。なお、このサービスの利用には家族の方などの付き添いが必要となります。

[利用者負担]

旭川 1,000円／1回 美瑛町内 200円／1回

[手続き]

印鑑をお持ちになり、役場地域包括支援センターにて申請をしてください。

詳しくは



ほけんふくしかちいきほうかつしえん

保健福祉課地域包括支援センター

TEL 92-4248

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

ちゅうしゃきんじじょがいしていしゃ ひょうしょうこうふ
駐車禁止除外指定車の標章交付

[対象者]

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方。

視覚障がい4級の1以上	聴覚障がい2級・3級
上肢障がい2級の2以上	平衡機能障がい3級 ※5級
下肢障がい4級以上 ※5級	体幹機能障がい3级以上 ※5級
運動機能障がい 上肢機能：2级以上 移動機能：2级以上 ※3級から5級	

内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、
免疫、肝臓の機能障がい） 3級以上

療育手帳の障がい程度が「A」の方

精神障害者保健福祉手帳の障がい程度が1級の方

※北海道では、冬期間の凍結路などで歩行に支障があるなど北国の特殊性から、北海道公安委員会が、「歩行が困難なことにより社会生活が制限される」と認められる人として、※印で記載した等級の方も交付対象としています。

[申請に必要なもの]

（本人が申請する場合）

- ・ 指定申請書 ・ 障害者手帳 ・ 運転免許証 ・ 印鑑
- ・ 過去に標章の交付を受けたことがある方は旧標章

（介護人が申請する場合）

- ・ 指定申請書 ・ 申立書（本人が申請できない理由など。）
- ・ 続柄を疎明する書面 ・ 障害者手帳（上記本人が申請する場合に同じ。）
- ・ 印鑑（認印）・ 過去に標章の交付を受けたことのある人は旧標章

あさひかわひがしけいさつしよこうつうか

申請先 旭川東警察署交通課 TEL34-0110

ざいたく

在宅サービス

ぎんきゆうつうほうそうち せっち
緊急通報装置の設置

[対象者]

ひとり暮らしの重度障がい者等で、緊急時に機敏に行動することが困難な方、または突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する方。

[内容]

緊急時に本機又はペンダントの非常ボタンを押す、若しくは煙センサーが異常を感知した場合には消防署に通報される仕組みです。緊急時に援助を行う緊急協力員2名は、利用者で確保していただく必要があります。

[費用]

貸与、設置費用は無料です。

詳しくは



ほけんふくしかちいきほうかつしえん
保健福祉課地域包括支援センター TEL92-4248

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

ぜいきん げんめん
税金の減免

※令和8年4月現在の内容であり、今後金額等が変更となる場合があります。

しよとくぜい ちょうどうみんぜい しょうがいしゃこうじよ ひかぜい
所得税・町道民税の障害者控除・非課税

納税者が障がい者であるときや、納税者の控除対象配偶者または扶養親族が障がい者であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。


また、納税者本人が障がい者であって、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税は非課税となります。

区分	対象者	所得税	住民税	
障害者	納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳3級～6級 ・知的障害者と判定された方（療育手帳B） ・精神障害者保健福祉手帳2級・3級 など。	控除額 27万円	控除額 26万円	納税者が障がい者であって合計所得金額が135万円以下の場合非課税
特別障害者	納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳1級・2級 ・重度の知的障がい者と判定された方（療育手帳A） ・精神障害者保健福祉手帳1級 など。	40万円 〔同居特別障害者〕 75万円	30万円 〔同居特別障害者〕 53万円	

※同居特別障害者とは・・・納税者、納税者の配偶者、納税者と生計を一にする親族のいずれかと、常に一緒に暮らしている特別障害者
申告の窓口は

所得税 あさひかわひがしぜいむしよ
旭川東税務署 TEL23-6291

(旭川市東6条1丁目)

所得税・住民税  ぜいむかじゅうみんぜいがかり
税務課住民税係 TEL92-4297

メール zeimu@town.biei.hokkaido.jp

〔 給与から所得税を源泉徴収されている方・給与から住民税を特別徴収されている方は、勤務先の給与担当係へ 〕

そうぞくぜい しょうがいしゃこうじよ
相続税の障害者控除

85歳未満（※）の障がい者が、相続や遺贈により財産を取得する場合、相続税の控除を受けることができます。（相続や遺贈により財産を取得したときに日本国内に住所がある障がい者であること、障がい者が法定相続人であることが必要です。）
 ※平成22年3月31日以前に相続又は遺贈で財産を取得したときは、年齢要件は「70歳未満」とされています。

区分	対象者	控除額
障害者	納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳3級～6級 ・知的障害者と判定された方（療育手帳B） ・精神障害者保健福祉手帳2級・3級 など。	障がい者が満85歳になるまでの年数1年につき10万円
特別障害者	納税者本人、または納税者の控除対象配偶者、扶養親族が ・身体障害者手帳1級・2級 ・重度の知的障害者と判定された方（療育手帳A） ・精神障害者保健福祉手帳1級 など。	障がい者が満85歳になるまでの年数1年につき20万円

そうよぜい ひかぜい
贈与税の非課税

特定障がい者が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受ける場合、信託受益権の価額のうち6,000万円までについては、贈与税が非課税となります。

この非課税の適用を受けるためには、信託の際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署に提出します。

しんたいしょうがいしゃようぶつびん たい しょうひぜい ひかぜい
身体障害者用物品に対する消費税の非課税

一定の身体障がい者用物品（義肢、盲人用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車など）の譲渡、貸付け、製作の請負、これらの物品の一定の修理が非課税となります。

このページの内容について

詳しくは あさひかわひがしぜいむしょ **旭川東税務署** TEL23-6291

（旭川市8条14丁目）

国税庁URL <http://www.nta.go.jp/index.htm>

よちぎんなど ひかぜい しょうがいしゃなど ゆう とくべつ ゆう
預貯金等の非課税（障害者等のマル優、特別マル優）

預貯金等の利子の非課税制度の適用を受けることができます。

[対象]

- ・ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ・ 療育手帳をお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
- ・ 各種法律に基づく障害年金を受給されている方 などです。

[内容]

次の2つの非課税制度があります。

- ① 預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券
これら4種類の貯蓄を合計して元本350万円までの利子等が非課税となります。
- ② 国債、地方債
これらの額面の合計350万円までの利子が非課税となります。

詳しくは かくきんゆうきかん **各金融機関** または
あさひかわひがしぜいむしょ **旭川東税務署** TEL23-6291
(旭川市東6条1丁目2-15)

こじんじぎょうぜい ひかぜい
個人事業税の非課税

重度の視覚障がい者（両眼の視力が0.06以下の方）が、あんま、はり等医業に類する事業を個人で営む場合の事業税は非課税となります。

詳しくは かみかわそうごうしんこうきょくかぜいか **上川総合振興局課税課**
TEL46-5926（旭川市永山6条19丁目）

こじんじぎょうぜい げんめん
個人事業税の減免

障がい者の方（障がい者の範囲は、住民税の障害者控除の対象者と同じです。）で、事業主控除をする前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、事業税額が7,500円(事業税額が7,500円以下のときは全額)減免されます。

詳しくは かみかわそうごうしんこうきょくかぜいか **上川総合振興局課税課**
TEL46-5926（旭川市永山6条19丁目）

上川総合振興局・道税ホームページURL
<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/kzi/index.htm>

しょうりようぜい ひかぜい
ゴルフ場利用税の非課税

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がいの方がゴルフ場を利用する場合、ゴルフ場利用税が非課税となります。ゴルフ場に備え付けの「ゴルフ場利用税非課税該当届出書」を提出し、障害者手帳を提示してください。

詳しくは かみかわそうごうしんこうきょくかぜいか
上川総合振興局課税課

TEL 46-5926 (旭川市永山6条19丁目)

じどうしゃぜい げんめんせいど
自動車税の減免制度

けいじどうしゃぜい げんめんせいど
軽自動車税の減免制度

障害のある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けることができます。

[対象者]

1. 身体障害者手帳をお持ちの方で、以下の範囲に当てはまる方。

障害の区分		※該当等級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級・5級
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害		喉頭摘出による音声機能障害での3級
上肢不自由		1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害		1級・3級・4級
じん臓機能障害		1級・3級・4級
呼吸器機能障害		1級・3級・4級
ぼうこう・直腸機能障害		1級・3級・4級
小腸機能障害		1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級
肝臓機能障害		1級～4級

※2つ以上の障がいの区分に重複して障がいをお持ちの場合、個々の障がいの区分においていずれかが対象等級に該当することが必要です。

2. 知的障がいのある方

- ・療育手帳をお持ちの方
- ・知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障がいと判定された方

3. 精神に障がいのある方

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・精神保健指定医の診断書により精神障がいがあると診断された方

[対象となる自動車]

1. 障がい者本人が自動車を所有する場合
 - (1) もっぱら障がい者本人が自ら運転するもの
 - (2) 障がい者と生計を同じくする方がもっぱら障がい者本人の通院、通学、通所または通勤のためにおおむね週1日以上運転するもの
2. 障がいと生計を同じくする方が自動車を所有する場合
 - (1) 障がい者本人がおおむね週1日以上通院、通学、通所または通勤で運転するもの
 - (2) 障がい者と生計を同じくする方が、もっぱら障がい者本人の通院、通学、通所または通勤のためにおおむね週1日以上運転するもの
3. 障がい者のみで構成される世帯で生活する障がい者が自動車を所有する場合
 - (1) 障がい者を常時介護する方が、もっぱら当該障害者の通院、通学、通所または通勤のために運転するもの
4. 構造上、身体障がい者の方が利用するための自動車。
※1、2、3では、障がい者の方1人につき自家用自動車1台に限られます。

[申請に必要なもの]

1. 申請書
2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
3. 自動車運転免許証
4. 自動車検査証（自動車を新しく取得する場合は自動車税・自動車取得税申告書）
5. 印鑑
6. 通学証明書、通院証明書、通勤証明書等（対象1（2）、2の場合。入手が困難と認められた場合は事実申立書）
7. 自動車税等に係る常時介護証明書（対象3の場合。役場福祉係で発行します。）
8. 身体障害者の方のための特別な仕様や構造を確認できる写真等（対象4の場合。自動車検査証で自動車の構造を確認できないときに必要となります。）

じどうしゃぜい げんめんせいと
自動車税の減免制度について詳しくは

かみかわそうごうしんこうきょくのうぜいか
上川総合振興局納税課

TEL 46-5936（旭川市永山6条19丁目）

上川総合振興局・道税ホームページURL

<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/kzi/index.htm>

けいじどうしゃぜい げんめんせいと
軽自動車税の減免制度について詳しくは



ぜいむ かじゅうみんぜいがかり

税務課 住民税係 TEL 92-4297


メール zeimu@town.biei.hokkaido.jp

じゅうたくかいしゅう
住宅改修

びえいちょうじゅうたくりふぉーむとうじよせいじぎょう
美瑛町住宅リフォーム等助成事業

安心して住み続けられる住まいづくりを目的に、省エネルギー化、バリアフリー化又は一般改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。美瑛町内の業者が施工し、本町の住民基本台帳に3年以上登録されている者で、自らが所有し居住する築20年を経過している住宅が対象となります。着工前の交付申請が必要となりますので、助成条件や交付対象範囲など詳細については、事前に担当係へお問い合わせください。

助成金額 (千円未満切捨)	省エネルギー化	助成対象工事費用の1/2で上限10万円
	バリアフリー化	助成対象工事費用の1/2で上限30万円
	一般改修	助成対象工事費用の1/2で上限10万円

詳しくは  けんせつすいどうかけんちくがかり
建設水道課建築係 TEL92-4460
メール kensetsu_suidou@town.biei.hokkaido.jp

かいごほけんじゅうたくかいしゅうひしきゅう
介護保険住宅改修費支給

介護保険制度の要支援1, 2 (介護予防)・要介護1~5の認定を受けた方に対し、段差の解消や手すりの設置などの比較的小規模な住宅改修の費用を支給します。

【対象者】

介護保険の認定結果が、要支援1・2 (介護予防)・要介護1~5の方 (入院、入所中の方は除く)。

【給付の対象となる改修の範囲】


1. 手すりの取り付け
2. 床段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
4. 引き戸等への取替え
5. 洋式便器等への取替え
6. その他1~5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

【自己負担】

所得に応じて支給対象となる工事代金の1割~3割。いったん工事代金を業者に支払い、その後、介護保険から支給対象となる工事代金の7割~9割が支払われる仕組みです。

【支給限度額】

支給上限額は20万円。費用の7割~9割までが介護保険から支払われます。

詳しくは  ほけんふくしかちいきほうかつしえん
保健福祉課地域包括支援センター TEL92-4248
メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

かくしゅせいど そのほかの各種制度

ほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免

[対象者]

≪全額免除≫

- ② 身体障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- ② 児童相談所等または精神保健指定医により知的障がい者と判定された方のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

≪半額免除≫

- ① 世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳を持っている場合
- ② 世帯主が重度（１級または２級）の身体障害者手帳を持っている場合
- ③ 世帯主が児童相談所等または精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された場合
- ④ 世帯主が重度（１級）の精神障害者保健福祉手帳を持っている場合
※ただし、上記に該当する世帯主が受信契約者の場合に限りです。

[手続き]

手帳と印鑑をお持ちになり、保健福祉課福祉係で証明を受けて、NHK 旭川放送局に提出してください。

070-8680 北海道旭川市6条通6丁目27番地

あさひかわほうそうきょく
NHK旭川放送局 TEL 24-7100

NHK日本放送協会URL <http://www.nhk.or.jp/>

むりょうばんごうあんない あんない NTT無料番号案内（ふれあい案内）

事前に登録をすることで、電話番号案内の利用料が無料となります。

[対象者]

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方。
 - ① 視覚障がい 1～6級
 - ② 肢体不自由（上肢）1、2級
 - ③ 肢体不自由（体幹）1、2級
 - ④ 肢体不自由
（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級
- (2) 療育手帳をお持ちの方。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

[手続き]

手帳をお持ちになってNTT 東日本の支店・営業所で手続きするか、下記へご相談ください。郵送での申し込みも可能です。

詳しくは ^{あんない} ^{かん} ^{といあわ} ^{さき} ふれあい案内に関するお問合せ先

フリーダイヤル 0120-104177

けいたいでんわりょうきん わりびき 携帯電話料金の割引

携帯電話の基本使用料などが割引されます。

[対象者]

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方。
- (2) 療育手帳をお持ちの方。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
- (4) 特定疾患医療受給者証をお持ちの方。

詳しくは ^{かぶしきがいしゃ} ^{ほっかいどう} ^{わりびき} 株式会社NTT ドコモ北海道 「ハーティ割引」

ドコモ携帯電話から (局番なし) 151 (無料)
一般電話から 0120-800-000 (無料)
ホームページ <http://www.nttdocomo.co.jp/>

^{かぶしきがいしゃ} ^{わりびき} KDDI 株式会社 「スマイルハート割引」

au 電話から (局番なし) 157 (無料)
一般電話から 0077-7-111 (無料)
ホームページ <http://www.au.kddi.com>

^{かぶしきがいしゃ} ^{わりびき} ソフトバンク株式会社 「ハートフレンド割引」

ソフトバンクから (局番なし) 157 (無料)
一般電話から 0088-240-157 (無料)
ホームページ <http://mb.softbank.jp/mb/>

ゆうびんりょうきんなど げんめん 郵便料金等の減免

《点字郵便物及び特定録音物等郵便物》

次の郵便物で開封のものは無料

- (1) 点字のみを掲げたものを内容とするもの
- (2) 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の方法により点字図書館、点字出版施設など郵便事業株式会社の指定を受けた施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

《点字ゆうパック》

点字ゆうパックとは、点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックであり、詳しくは下記サービス相談センターにお問い合わせください。

《聴覚障がい者用ゆうパック》

聴覚障がい者用ビデオテープを内容とするゆうパックで、聴覚障がい者の福祉の推進することを目的とする施設で郵政事業株式会社の指定を受けた施設と聴覚障がい者との間における貸出し又は返却のために発受するものが対象となります。

《心身障がい者用ゆうメール》

図書館と身体に重度の障がいがある人又は知的障がいの程度が重い人との間で図書の閲覧のために発受するゆうメールが対象となります。

《心身障害者団体発行の低料第三種郵便物》

心身障害者団体が発行する定期刊行物を内容とするもので、発行人から差し出される低料第三種郵便物の料金は、①毎月3回以上発行する新聞紙50gまで8円、②①以外のもの50gまで15円、50gを超える1kgまで50g増すごとに5円増し

詳しくは ゆうびんじぎょうかぶしきがいしゃ 郵便事業株式会社 きゃくさま お客様サービス相談センター そうだん

フリーダイヤル 0120-232886 ふみにはハロー

ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/index.html>

だいいりとうひょう 代理投票 てんじとうひょう ・点字投票

《代理投票》


体の故障やケガなどのために、投票用紙に自書できない場合、投票所等の係員に代筆させて投票させる制度です。

《点字投票》

目の不自由な人が点字により投票する制度です。

《手続き》

代理投票・点字投票ともに、投票所又は期日前投票所で係員に申し出てください。

詳しくは  びえいちょうせんぎょかんり いいんかい 美瑛町選挙管理委員会 そうむかそうむがかり (総務課総務係)

TEL 92-4316

メール soumu@town.biei.hokkaido.jp

ゆうびん 郵便による ふざいしゃとうひょうせいど 不在者投票制度

選挙の際に、自宅などで郵便により不在者投票をすることができます。事前に手続き（手続きは随時受付）が必要です。

[対象者]


1. 身体障害者手帳をお持ちで、障がいの程度が次に該当する方。

- ・両下肢、体幹、移動機能障がいの1級または2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸機能障がいの1級または3級
- ・免疫機能障がいまたは肝臓機能障がいの1級から3級

2. 介護保険法上の要介護状態区分が要介護5である方。

※ 戦傷病者手帳をお持ちで重度の障がいのある方や、上記の障がい等級に該当しない場合でも対象となることがあります。

※ 上肢、視覚機能障がいの1級の方は自宅での代理記載をすることができます。

詳しくは  びえいちょうせんぎょかんり いいんかい 美瑛町選挙管理委員会 そうむかそうむがかり (総務課総務係)

TEL 92-4316

メール soumu@town.biei.hokkaido.jp

かいご 介護マークの交付 こうふ

外出先で障がいのある人を「介護中」である状況を周囲に理解してもらうための「介護マーク」を無料で交付します。

交付の際に、申請書の記入と簡単なアンケートにご協力をお願いします。

[こんなときにご活用ください]

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに2人で入室するとき

[対象者]

- ・美瑛町にお住まいで介護を必要とする方の介護者（家族）
- ・美瑛町にお住まいで介護ボランティアをされている方
- ・町内の介護事業所、障害福祉サービス事業所で介護に携わる職員

※「介護マーク」は地域で障がい者などの介護を支援する取り組みとして、普及を進めていくものであり、公的・法的に認められている証明ではありません。

詳しくは



ほけんふくしかちいきほうかつしえん
保健福祉課地域包括支援センター TEL92-4248

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

ヘルプマークの交付 こうふ

周りの方々に援助や配慮が必要なことを知らせるための「ヘルプマーク」を無料で交付します。

交付の際に、申請書の記入をお願いします。

[こんなときにご活用ください]

- ・公共交通機関利用時に優先席や専用席に座るとき
- ・駅や商業施設で声かけなどの配慮を必要とするとき
- ・緊急時や災害時で助けて欲しいとき

[対象者]

- ・美瑛町にお住まいで障害者手帳をお持ちの方
- ・美瑛町にお住まいで難病の方、妊娠初期の方
- ・美瑛町にお住まいで支援や配慮、サポートを必要とするすべての方

詳しくは



ほけんふくしかふくしかかり
保健福祉課福祉係 TEL92-4338

メール hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	両眼の視力（万国式視力表によって測つたものをいい、屈折異常のある者については、きよう正視力について測つたものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指をかくもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

級別	肢体不自由		内部臓器障害						
	乳幼児期以前の進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
1級	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動、失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動、失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	不随意運動、失調等による上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	不随意運動、失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動、失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	不随意運動、失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動、失調等により移動機能の劣るもの							
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動、失調等を有するもの							
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指について指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいし、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。								

知的障害の程度別判定指標

領域	程度	最重度	重度	中度	軽度	
知的機能		おおむねIQ20以下	おおむねIQ20-35	おおむねIQ35-50	おおむねIQ50-70ないし75	
社 会 的 生 活 能 力	身 体 的 処 理	総合	基本的な動作に困難な点が多く常時、個別指導、介助を必要とする。	基本的な動作に困難な点があって、個別指導や介助を必要とする。	基本的な動作は自立しているが状況に応じた配慮はうまくできない。	身辺処理は自立しており、状況に応じた配慮もある程度できる。
		食事	一人で食事ができない、又はスプーン、握り箸などで食べるが、かなりこぼす。	箸を使って、大体こぼさずに食べる。	ある程度自分の判断で食事ができる。(簡単なおかずを作る。自分の適量がわかる。)	おおむね一人で食生活を送れる。(外食、調理、買物等が一通りできる。)
		排泄	失禁などのためおむつを使用する。又は排泄を予告する。	排便の後始末がきちんとできない。指示に従って生理の後始末をする。	排便、生理の後始末は、ほぼできる。(時に、下着を汚していたりしてもよい。)	自立している。
		着脱衣	衣類の着脱ができない、又は指示に従ってセーター等の簡単な服を脱いだり、ジャージ等のズボンを引き上げる。	服の前後裏表や、靴の左右等大体間違えずに身につける。ファスナーを噛み合わせる。	着脱動作は自立しているが、衣服の選択・調整は十分にできない。	季節、天候(寒暖)や場面に合わせて衣服を調節する。
		入浴・洗面	ほとんど洗えない、又は指示に従って手を洗ったり、顔を拭く。	入浴時、手の届くところを洗う。歯を磨く。	一人で入浴、洗面をする。(一部洗い残し等であってもよい。)	一人で入浴し、頭髪や身体をきちんと洗う。
		整容	整容に関心がもてない。	爪切りがうまくできない。頭髪や衣服の乱れ・汚れにあまり気づかない。又は指示・習慣化により幾らかできる。	爪切り、髭剃りや衣服の乱れを直す、汚れたら着替えるといったことはおおむねできるが、時に声掛けを必要とする。	清潔、身だしなみに気を配る。
移動(身体移動、交通移動)	外出には常に付き添い者を必要とする。	戸外での危険(車、信号)に、おおむね注意を払うことができる。訓練により、一定の交通機関は利用できる場合がある。	慣れた範囲では、交通機関が利用できる。	交通機関をおおむね自由に利用する。初めての所へ一人で行く。		
意思交換(了解、表現) 集団参加(人間関係)	ことばがなく、意思表示ができない。身振りや単語で要求を伝えたり簡単な指示に従う。特定の人としか関係が持てず、集団に参加できない。	簡単なことばで意思交換ができる。簡単な挨拶ができる。誘われれば集団に参加する。	日常的な会話ができる。文書による意思表示や理解は不十分である。電話で簡単な用事が足せる。集団のルールをある程度理解し自発的に参加する。	状況に合わせた言葉遣いができ相手の立場に立ってわかるように話をする。簡単な文書による意思表示理解が可能である。一人で電話を利用する。限られた人間関係はおおむね円滑に保ち、集団参加、友人との交流ができる。		
生活文化(読み書き計算、時間及び健康管理)	文字、数字、金銭の理解がない。身体の不調を訴えられないので周囲が顔色や様子をみて体調を判断する。集団の流れ(日課)にのれない。	自分の名前など、決まったものは書ける。10前後のものを数える。ごく簡単なおつかいができる。火気や刃物が危ないということはわかる。腹痛などを訴える。声掛け等により日課にのれる。	平仮名中心の文の読み書きや、加減算などある程度できる。日用品の買物はできるが、釣銭計算はよくできない。危険物や健康について理解するが対応はやや不十分である。日常的な時間の約束を守れる。	簡単な漢字交じり文の読み書きや、四則計算がある程度できる。釣銭計算、金銭管理、衣類の購入等がある程度できる。危険物を注意して扱う。健康管理に気を付ける。時間に間に合わせて行動できる。		
作業(家事、職業)	作業への従事は難しい。	ごく簡単な作業や手伝いができる。	指導下で、一定時間、単純作業に従事する。一定の家事を行う。上限は訓練により就労する。	一定の単純作業や家事は確実に行う。上限では、自己の労働により経済的自立ができる。		
介護度		1失禁、異食、興奮、多寡その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とする者。 2.盲、ろうあ、肢体不自由、虚弱又はけいれん発作等の合併症のために、常時注意と治療看護が必要な者。				

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

障害等級	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
<p>【1級】 精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状が高度のもの 6. 器質精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状が高度のもの 7. その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7. 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
<p>【2級】 精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状があるもの 6. 器質精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状があるもの 7. その他の精神神経疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6. 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

障害等級	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
<p>【3級】 精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、痴呆は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの 6. 器質精神病によるものにあつては、痴呆は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの 7. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4. 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6. 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成7年9月12日)(健医発第1、133号)
(各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知)より抜粋

はったつしょうがい りかい 発達障害の理解のために

はったつしょうがいしゃしえんほう 発達障害者支援法ができるまで

「発達障害」は、身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障がいでした。

また、「発達障害」のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があります。従来はその支援体制が十分ではありませんでした。

このような背景を踏まえ、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月から「発達障害者支援法」が施行されています。

はったつしょうがいしゃしえんほう 発達障害者支援法とは…

この法律は、「発達障害」のある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障がいが広く国民全体に理解されることを目指しています。

はったつしょうがい しょうがい 発達障害ってどんな障害？

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

しょう しょうがい とくせい それぞれの障がいの特性

[自閉症]

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係、社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

[アスペルガー症候群]

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係、社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心の偏り
- 不器用（言語発達に比べて）

[学習障害（LD）]

- 「読む」、「書く」、「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に下手

[注意欠陥性障害（AD/HD）]

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）



○様々な発達障害のタイプ

以下の例は発達障害の症状における特性の一例であり、他にも様々なタイプの特性があります。また、これらの特性だけをもって断定されるものではありません。

《自閉症の人の例》

急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり、動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。周りの人から、「どうしてそんなに不安になるのかわからないので、何をしてあげたらよいかかわからない」と言われてしまいます。

でも、よく知っている場合では一生懸命、活動に取り組むことができます。

《アスペルガー症候群の人の例》

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人から、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな電車のことになると、専門家顔負けの知識をもっていて、お友達に感心されます。

《注意欠陥多動性障害（AD/HD）の人の例》

大切な仕事の予定をよく忘れてたり、大切な書類を置き忘れてたりしてしまいます。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。

《学習障害（LD）の人の例》

会議で大事なことを忘れまいとメモを取るのだけれど、本当は書くことが苦手なので、書くことに集中しようと気を取られて、かえって会議の内容がわからなくなることがあります。後で会議の内容を周りの人に聞くので、頑張っているのに周りの人には、「もっと要領よく、メモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたりと、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。

はったつしょうがい そうだんまどぐち 発達障害の相談窓口

北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」では、社会生活への適応が困難な自閉症、発達障害の特性を踏まえ、きめ細やかな支援を行うため、これらの障がいのある方や、その保護者の方からの相談に応じるとともに、保健・福祉・医療・教育・就労機関等の関係機関の連携の中心として、専門的支援を行なっています。

〒078-8329

旭川市宮前通東4155-30 旭川市障害者福祉センター おびった 1階

ほっかいどうはったつしょうがいしゃしえんどうほくちいき

北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」

TEL0166-38-1001

「きたのまち」URL <http://www1.ocn.ne.jp/~kitamaci/>

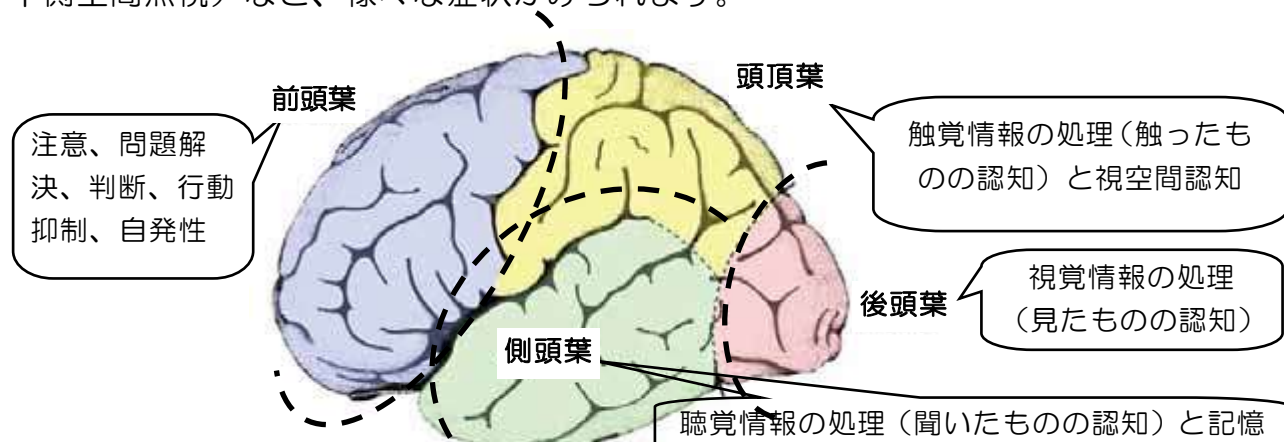
高次脳機能障害について

こうじのうきのうしょうがい

高次脳機能障害とは…

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害を指します。

日常生活面では、例えば、今朝の朝食の内容が思い出せなくなった（記憶障害）、仕事に集中できなくなった（注意障害）、計画が立てられなくなった（遂行機能障害）、言葉が上手に話せなくなった（失語症）、人の話が理解できなくなった（失語症）、お茶の入れ方が分からなくなった（失行症）、道に迷うようになった（地誌的障害）、左側にある料理が目にとまらず残してしまうようになった（左半側空間無視）など、様々な症状がみられます。



こうじのうきのうしょうがい とくちょう

高次脳機能障害の特徴

外見では障害があることがわかりにくく、病識もほとんどないので、本人も自覚することが難しいといわれていますが、次のような症状を発症することが特徴とされています。

- とても疲れやすくなる
- 思考のスピードが遅くなる
- 新しいことを覚えにくい
- 感情のコントロールがしにくい
- コミュニケーションがうまくいかない
- 段取りよく物事をすすめられない
- 図や表示の意味がよくわからない



そのため、毎日の生活ではそれほど問題がないように見えても、仕事では判断や対人関係でミスやトラブルを生じ、仕事が出来なくなるなど、社会生活に支障がでることもありますし、家族も本人の対応にとまどいや大きな不安を抱えることもあります。

しょうがい じかく くんれん

障害の自覚と訓練

適切な時期に専門的（医学的）な訓練を受け、高次脳機能障害への効果的な対応方法を、本人が具体的に知ることが最も大切です。あわせて、社会生活や職業

生活などを試せるような訓練を受け、自分の状況を知り、さらに社会で支障なく活動していくための支援を受けることも大切です。

かぞくなど たいおう 家族等の対応

思いがけない病気や事故による障害のため、家族等の支援者にとって以前との違いを理解して受け止めるのには時間がかかります。しかし、支援者が不適切な対応をしてしまうと、本人を混乱させてしまいます。

本人が受傷後、日常生活や対人関係、仕事などがうまくいかず自信をなくし、混乱や不安の中にいることを理解し、これまでの生活や人生観などを尊重した関わりを持つようにしましょう。

具体的には、次のような対応を心がけましょう。

○ゆっくり、わかりやすく、具体的に話します。

○情報はメモに書いて渡し、絵や写真、図なども使って分かりやすく伝えます。

○何かを頼むときには一つずつ、具体的に示します。

○疲労やイライラする様子が見られたら、一休みして気分転換を促すようにします。

○手順を簡単にする、日課をシンプルにする、手がかりを増やすなど環境の調整をすることが大切です。

こうじのうきのうしょうがい せんもん きかん しえん きかん 高次脳機能障害の専門機関・支援機関

専門機関	北海道大学病院リハビリテーション科（外来）	011-706-7010
	・高次脳機能障害支援コーディネーター	011-706-5740
	旭川医科大学病院リハビリテーション科（外来）	0166-65-2111（代）
支援機関	こころのリカバリー総合支援センター	011-861-6353
	脳外傷友の会「コロポックル」	0166-31-7422
	特定非営利活動法人Re〜らび	011-868-7844

また、高次脳機能障害情報・支援センターでは、高次脳機能障害に関する情報を集約し、ホームページで公表しています。

URL：http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/

高次脳機能障害に関するご相談やお問い合わせは…

ほっかいどうかみかわほけんしょけんこうすいしんか
北海道上川保健所健康推進課

TEL：46-5989（旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎内）

成年後見制度について

成年後見制度とは…

介護保険制度の開始に伴い、認知症高齢者など判断能力が不十分な人々も福祉サービスの利用に際して契約が必要になったことを契機に、平成12年4月に、民法の禁治産・準禁治産を改正してつくられた制度です。

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）します。

なお、旧制度は財産管理が中心で本人の身上監護に乏しく、戸籍への記載があるなど、使いやすい制度ではなかったことから、新しい成年後見制度では、戸籍の記載に代えて登記制度が新設されたことや、身寄りのない人などのために市町村長が家庭裁判所に申立てを行えるようになったことなど、大幅な見直しが施されました。

成年後見制度の内容

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに大きく分けられます。このうち法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

○法定後見制度の概要

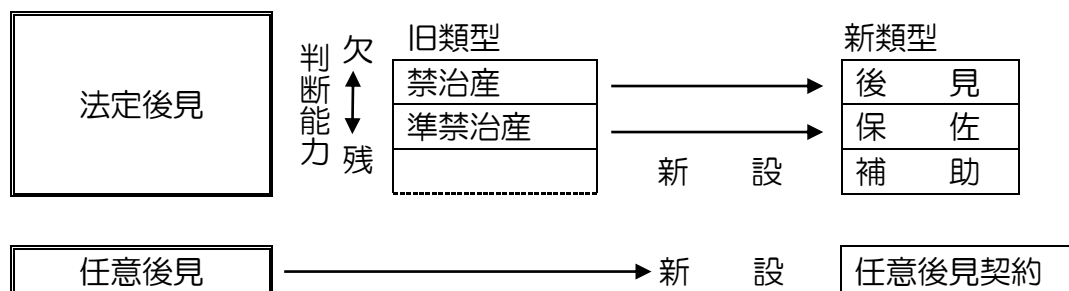
	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1） （注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 （注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部） （注1）（注2）（注4）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同条 （注2）（注3）（注4）	同上 （注2）（注3）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）

（注1）本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要に

- なります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
- (注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- (注3) 家庭裁判所の審判により、民法第13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。
- (注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

○法定後見制度のスキーム



成年後見制度の相談窓口

成年後見制度に関する相談窓口は、次のとおりです。

• 法テラス（日本司法支援センター） TEL：0570-078374（コールセンター）

• 旭川成年後見支援センター TEL：0166-23-1003

• 権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」

〒001-0010 札幌市北区北十条西4丁目1 在宅サッポロSCビル2F
社団法人 北海道社会福祉士会 事務局内 TEL：011-717-6886

• 弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会の各窓口

• 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 旭川支部

〒070-0901 旭川市花咲町4丁目 旭川司法書士会館 内
TEL：0166-51-9058

• 法務省民事局参事官室 TEL：03-3580-4111

• 保健福祉課地域包括支援センター TEL 92-4248